

## 令和2年蘭越町議会第4回定例会会議録

### ○開会及び閉会

令和2年12月14日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時57分

### ○出席及び欠席議員の氏名

|         |     |       |     |       |
|---------|-----|-------|-----|-------|
| 出席（10名） | 1番  | 淀谷 融  | 2番  | 金安 英照 |
|         | 3番  | 田村 陽子 | 5番  | 永井 浩  |
|         | 6番  | 向山 博  | 7番  | 難波 修二 |
|         | 8番  | 赤石 勝子 | 9番  | 柳谷 要  |
|         | 10番 | 熊谷 雅幸 | 11番 | 富樫 順悦 |

欠席（ 0名）

### ○会議録署名議員

1番 淀谷 融                      10番 熊谷 雅幸

### ○説明のために出席した者の職氏名

|                         |       |           |       |
|-------------------------|-------|-----------|-------|
| 町 長                     | 金 秀行  | 副町長       | 山内 勲  |
| 教育長                     | 首藤 一幸 | 総務課長      | 小林 俊也 |
| 税務課長                    | 竹内 恒雄 | 住民福祉課長    | 北川 淳一 |
| 健康推進課長                  | 山下 志伸 | 農林水産課長    | 西河 修久 |
| 建設課長                    | 北山 誠一 | 商工労働観光課長  | 梅本 聖孝 |
| 会計管理者                   | 小木 利夫 | 教育次長      | 田縁 幸哉 |
| 農林水産課参事兼農業委員会事務局長 木村 恭史 |       |           |       |
| 総務課参事                   | 渡辺 貢  | 商工労働観光課参事 | 水上 昭広 |
| 蘭越町代表監査委員 坪田 和昭         |       |           |       |

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明                      書 記 和田 慎一

○議事日程

|         |                     |                                                   |
|---------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名          |                                                   |
| 日程第 2   | 会期の決定               |                                                   |
| 日程第 3   | 町長の行政報告および提案理由の大綱説明 |                                                   |
| 日程第 4   | 一般質問                | 難波 修二<br>金安 英照<br>田村 陽子<br>柳谷 要                   |
| 日程第 5   | 同意第 1 号             | 蘭越町副町長の選任につき同意を求め<br>ることについて                      |
| 日程第 6   | 同意第 2 号             | 蘭越町教育委員会教育長の任命につき<br>同意を求めることについて                 |
| 日程第 7   | 議案第 1 号             | 蘭越町立診療所の設置及び管理に關す<br>る条例                          |
| 日程第 8   | 議案第 2 号             | 蘭越町立診療所条例の一部を改正する<br>条例                           |
| 日程第 9   | 議案第 3 号             | 蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号             | 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改<br>正する条例                        |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号             | 蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例の<br>一部を改正する条例                    |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号             | 後志南部地区地域資源循環管理施設<br>（土壌改良資材製造施設）の指定管理<br>者の指定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号             | 令和 2 年度蘭越町一般会計補正予算<br>（第 1 0 号）                   |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号             | 令和 2 年度蘭越町後期高齢者医療特別<br>会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号             | 令和 2 年度蘭越町介護保険サービス事<br>業特別会計補正予算（第 3 号）           |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 号           | 令和 2 年度蘭越町簡易水道事業特会計<br>補正予算（第 4 号）                |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 1 号           | 令和 2 年度蘭越町農業集落排水事業特<br>別会計補 正予算（第 3 号）            |

|         |         |                          |
|---------|---------|--------------------------|
| 日程第 1 8 | 報告第 1 号 | 所管事務調査の結果について(経済建設常任委員会) |
| 日程第 1 9 | 報告第 2 号 | 例月出納検査結果報告               |
| 日程第 2 0 | 承認第 1 号 | 閉会中の継続審査の申出書(議会運営委員会)    |

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

これより、令和 2 年第 4 回 蘭越町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

令和 2 年第 3 回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、1 0 番熊谷議員、1 番淀谷議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。8 番赤石議員。

○8 番（赤石勝子） 令和 2 年第 4 回 蘭越町議会定例会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から 1 5 日までの 2 日間といたします。

また、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は、閉会とすることにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から 1 5 日までの 2 日間としたいと思います。

また、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会することに決定しました。

---

○議長(富樫順悦) 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。金町長。

○町長(金秀行) おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第6回蘭越町議会臨時会が開催されました11月28日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、12月3日木曜日11時30分から、この日は、尻別風力開発株式会社の伊藤社長ほかが来庁され、挨拶を兼ねて港・初田地区で進められている風力発電事業に係る工事の進捗状況等について説明がございました。本事業については、平成23年12月に、北海道電力が東京電力と共同で行う風力発電の導入拡大に向けた実証実験の募集に採択された事業で、日本風力開発株式会社が蘭越町の港・初田地区と寿都町の磯谷地区で行われる風力発電事業でございます。

伊藤社長からは、現時点での進捗状況として、既に寿都町側の風車6基と蘭越町側の4基のうち1基、港町海岸付近の風車が完成しており、残る初田側の3基の風車については、来年4月中旬に工事を再開し、全ての工事完成は、8月下旬を予定しているとのことでございます。

また、正式な営業運転、売電の開始は9月上旬の見通しで、年内は、送電線敷設が先行している寿都町側の6基分の試運転を順次開始するというところでございました。

12月4日金曜日13時30分から、この日は蘭越二セコ地区地熱資源利活用協議会が二セコ町で開催され、出席いたしております。

今回で通算11回目となる協議会でございますが、現在、二セコ・蘭越地域において実施されている地熱開発調査は、平成28年から調査が始まりましたが、平成29年には、二セコ山系でのハイマツなどの指定植物の違法伐採事案により調査が一時中断し、関係当局の指導の下、現在

も復旧作業が行われております。令和元年から調査事業が再開され、伐採事業は日本重化学工業株式会社が、地熱開発調査は三井石油開発株式会社が主体となって作業を進めております。

調査事業の内容についてですが、昨年はニセコ町甘露の森裏側において、深度1,795mの小口径調査井を掘削し、地下の岩石の形状や熱量等を確認いたしております。また、事業者である三井石油開発株式会社からは、本年は蘭越町日出地域において深度2,000mの調査井を2坑掘削し、今年度の掘削作業は終わっておりますが、この2坑の調査井の掘削によって地下の温度を調査した結果、十分な熱量約250度程度がある地域であることが確認できた一方で、事業化に向けての判断基準となる、蒸気・熱水の溜まっているゾーン、貯留槽や割れ目の発見には至っていないとの説明でございました。

こうしたことから、令和3年以降においても調査井の追加掘削など、更なる調査、データ収集が必要との事で、最終的には、この調査や探査の結果をもって、現実的な事業化に向けての判断をしていく予定とのことでございました。

本協議会では、事業者からの状況説明等を行っていただいた上で、温泉事業者、有識者等によって構成されている協議会メンバーや町民参加者との意見交換、また、シンポジウムなども行っているところであり、こうした啓蒙活動を通じて、再生可能エネルギーの一つとなる地熱開発に関しての理解を深めていただくとともに、第6次蘭越町総合計画にも掲げたエコエネルギータウンの確立に資するものとして、町としても引き続き本事業へ協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

12月11日金曜日16時から、この日は、育苗施設運営委員会に出席し、御挨拶を申し上げます。会議では、協議事項といたしまして、密苗マットの申し込み面積を令和3年供給は1戸当たり5ヘクタールを上限としておりましたが、令和4年供給から、この上限を廃止することについて御協議をいただき、了解をいただいたところでございます。

次に倶知安厚生病院改築整備に係る自治体負担について、御報告申し上げます。倶知安厚生病院第2期改築整備については、地域住民の命を守るため、公的医療機関、地域センター病院、災害拠点病院、原子力災害医療協力病院として必要不可欠であり、そのためには地域の覚悟が地域医療を確保するものと考え、羊蹄山ろく7町村等で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会と北海道厚生連が令和2年1月23日に取り交わした、倶知安厚生病院整備及び財政支援に係る協定書での合意事項をもとに協議を進めてまいりました。

当病院は山ろくのみならず、岩宇・南後志の7町村長においても、地域センター病院として、また公的医療機関として果たしてきた役割の大きさや人口減少、少子高齢社会が進む中、なお重要性が高まるとの認識と御理解をいただいております。

こうした御理解の上、当該改築整備に係る費用負担については、関係自治体14町村により協議を行う運びとなりました。

また、関係自治体14町村による負担の在り方については、まず羊蹄山ろく町村長会議において検討を重ね、考え方を以下の通り整理いたしましたところでございます。

第一に、病院所在地である倶知安町の地元負担分は、第1期整備時の積算方法を参考として、倶知安保健所管内における総病床数871床の内、倶知安厚生病院病床数234床の占める割合26.87%と、令和2年3月末時点における羊蹄山ろく7町村の総人口3万4,216人のうち、倶知安町の人口1万5,525人の占める割合45.37%との中間値である36%を地元分として負担とする。

第二に、改築整備費総額から倶知安町の地元負担分を差し引いた金額を、各町村における過去5年間の患者利用率を乗じた額を基本とする。

第三に、岩宇・南後志7町村においては、それぞれの地元の地域医療の維持や充実のための施策が展開されていることを考慮した上で、相応の負担をお願いすることとする。

第四に、最終的に岩宇・南後志7町村で調整した額は、山ろく7町村に再案分する。

以上の負担の考え方にに基づき検討しているところであります。

この負担の考え方による負担割合は、倶知安町を含む山ろく7町村で概ね9割程度、岩宇・南後志7町村で概ね1割程度の負担と見込んでいるところです。また、病院所在地である倶知安町の負担割合は、全体の概ね69%程度と見込んでおります。

なお、この負担の考え方は、11月16日と24日の二日にわたり、倶知安厚生病院医療機能検討協議会会長である倶知安町文字町長と副会長の私が岩宇・南後志7町村長を訪問し、山ろく町村長により検討した負担の考え方について説明したところでございます。

今後は、あらためて当病院の改築整備に係る協議会を設立し、関係自治体14町村で具体的な負担率について協議することとし、また北海道等への支援要請を行うとともに、負担手法の検討など、町村の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。

以上、倶知安厚生病院改築整備に係る自治体負担についての行政報告

を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

同意第１号につきましては、蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。１２月１９日に任期満了となる副町長の選任について、地方自治法第１６２条の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第２号につきましては、蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。１２月１９日に任期満了となります教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第１号は、蘭越町立診療所の設置及び管理に関する条例の議決をお願いするものでございます。この条例は、令和３年度から新たな町立診療所を開設することに伴い、必要な事項を定めるため、条例の制定をするものでございます。

議案第２号は、蘭越町立診療所条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。この条例は、議案第１号と同様に新たな町立診療所を開設することに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第３号は、蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。この条例は、印鑑登録証明書を印鑑登録システムにより交付するため、所要の改正をお願いするものでございます。

議案第４号は、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。この条例は地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第５号は、蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。現在、蘭越町全域は、景観法第１６条の規定に基づき、北海道景観条例及び北海道景観計画により羊蹄山麓広域景観形成推進地域として指定され、開発行為の規制等が適用されておりますが、将来にわたって蘭越町内での開発行為に伴う景観形成が懸念されることから、町と事業者との事前協議や住民説明会の開催等の必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第６号は、後志南部地区地域資源循環管理施設、土壌改良資材製造施設の指定管理者の指定について、議決をお願いするものです。

公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第

244条の2第6項の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

議案第7号は、令和2年度蘭越町一般会計補正予算第10号でございますが、歳入歳出それぞれ9,049万9,000円の追加をお願いするものでございます。歳出の主な内容ですが、1款から10款までの、給料、職員手当等、共済費の追加につきましては、職員人事評価によるもの、育児休業からの復職によるもの及び会計年度任用職員の新規採用によるものであります。また、減額につきましては期末手当の引き下げによるもの、休業者の整理に伴うもの及び共済組合追加費用負担金額確定によるものでございます。

総務費では、庁舎管理電話交換機取替修繕料457万8,000円の追加。新型コロナウイルス感染症対策費として蘭越中学校体育館暗幕取替修理ほか1,574万1,000円の追加。また、避難所用備蓄品ほか備品購入費1,254万円の追加など合わせまして2,632万5,000円の追加。

民生費では、高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助費100万円の追加、自立支援給付費補装具費給付175万5,000円の追加、広域保育所入所負担金94万1,000円の追加など、合わせまして602万5,000円の追加。

衛生費では、電気料114万円の追加、飲用水施設整備事業補助金100万円の追加など、合わせまして172万5,000円の追加。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金2,319万2,000円の追加、未来につなぐ森づくり推進事業補助金243万1,000円の追加など、合わせまして2,542万1,000円の追加。

土木費では、御成吉国上里吉国線排水整備工事850万円など、合わせまして1,049万7,000円の追加。

消防費では、羊蹄山ろく消防組合負担金139万1,000円の減。

教育費では、スクールバスヒーター修繕料31万4,000円の追加、蘭越小学校アコーディオンカーテン整備ほか修繕料90万7,000円の追加など、合わせまして106万4,000円の追加。

災害復旧費では、普通河川黄金の沢川災害復旧工事2,057万円の追加となり、歳出総額9,049万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、現年発生土木施設災害復旧費国庫負担金1,645万6,000円の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,115万9,000円の追加、中山間地域等直接支払交付金

1, 739万4, 000円の追加、御成吉国上里吉国線排水整備事業債1, 120万円など、歳入総額9, 049万9, 000円を充当するものでございます。

議案第8号については、令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ8万3, 000円の追加をお願いするもので、歳出では、北海道自治体情報システム協議会負担金8万3, 000円を追加し、歳入では前年度繰越金6万7, 000円の追加など、歳入総額8万3, 000円を充当するものでございます。

議案第9号につきましては、令和2年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ52万3, 000円の追加をお願いするものです。

歳出では、センターめなマイクロバスヒーター取替修繕料52万3, 000円の追加、歳入では、前年度繰越金52万3, 000円を追加するものでございます。

議案第10号につきましては、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ90万円の追加をお願いするもので、歳出では水道施設購入費90万円、歳入では前年度繰越金90万円を追加するものでございます。

議案第11号につきましては、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ31万4, 000円の追加をお願いするもので、歳出では汚泥処理業務委託料27万9, 000円など、歳出総額31万4, 000円の追加。歳入では前年度繰越金31万4, 000円を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番難波議員、質問席へ着席願います。 「7番、難波議員」

○7番（難波修二） 2点についてお伺いいたします。

第1点、コロナ感染症対策の現状についてでございます。

町に配分されているコロナ感染症対策の臨時交付金は、現在7, 00

0万円ほど未執行です。本定例会でも追加の補正予算が組まれると思いますが、今後の対策事業の見通しについて伺います。

また、国では、第2次補正予算で積み残されている予備費の活用や第3次補正予算の編成なども取り沙汰されておりますので、地方に関わる交付金等の情報がありましたらお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員のコロナ感染症対策の現状についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症にかかる地方創生臨時交付金の地方単独分については、上限額は2億6,755万8,000円となっており、9月補正分までに1億8,850万9,000円を充当し、予算ベースで残額が7,904万9,000円となっております。

また、今回の定例議会では、3,115万9,000円の追加補正をお願いしておりますので、差し引きますと4,789万円が予算ベースでの残額となっております。

先般9月16日に開催していただきました、議員全員協議会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画について、重点事業等も含め御説明いたしました。今回の定例議会では、蘭越中学校感染症対策整備事業、公共施設の自動水道取替事業、避難所感染予防対策事業及び電源確保事業としてハイブリッド車の購入、また、消費喚起対策事業の執行残を活用し、クリスマス用に商工会食心会が調理したオードブルセットに助成する飲食店支援事業につきまして、補正予算を計上させていただいております。

さて、今後の対策事業の見通しですが、主な事業予定といたしまして、新型コロナウイルスの終息を見据え、地域の資源を活用して、新しい生活スタイルを取り入れることのできる観光に対応するために、ふるさとの丘オートキャンプ場整備、また、コロナ感染症の影響により休業期間も含め収入に強く影響を受けております公営観光施設幽泉閣の維持支援事業につきましては、進めてまいりたいと考えております。

また、他の実施計画に併せております事業につきましても、感染拡大の状況を踏まえ、国や北海道の対策も念頭に、緊急性、必要性を考慮し、対応していきたいと考えております。

今後も感染拡大の状況により、どのような影響が出てくるのか、対策の長期化等不明なことも多く、当初計画しておりました事業のみでは対

応できない可能性もございますが、感染状況によっては、一般財源を充当してでも、町民が安心できるよう必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に国の２次補正の予備費及び第３次補正予算の編成についての地方に関わる交付金等の情報でございますが、１２月１１日、自治通信社の官庁速報に、政府は第３次補正予算案に計上する１兆５，０００億円のうち、１兆円は地方単独分の枠とする方針を固め、限度額の算定については今後示されることとされております。

現在、詳細は明らかではない状況ですが、今後、実施計画の提出等に向け、対策を検討してまいりたいと考えております。

また、国ではコロナ対策として、営業時間短縮への協力金に係る交付金等、経済対策が組まれることになっておりますが、町としては、今後も、国や北海道の対策についての情報を収集し、町内業者及び町民に関係がある事業に対しましては、迅速に周知等を図りながら対応させていただきますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○７番（難波修二） この質問は約２週間ぐらい前に作ったもので、今回の補正の状況も分かりませんでした。その段階では７，０００万くらい未執行分があるなというふうに理解しておりました。今回の補正予算見まして、残り４，０００万くらいあると、そういう状況だということとは理解しました。それでまあ、対策事業という書き方をしたので、どういう対策を取るかとそういうことなんですけど、今現在、非常に大事だと思っている３点を改めてちょっと質問させていただきたいと思いますが、一つは、住民への啓発といいますか、周知活動ということなんですけど、対策というか予防対策ですね、感染予防に関わることなんですけど、最近、厚生病院のクラスター発生とか、あるいは黒松内町でも福祉施設でのクラスターとか、複数名の陽性者が出たということがありました。我々の身近でも陽性者が出るという状況が多くなってきているということとございまして、万が一、家族に陽性者が出た場合の混乱というのは、非常に容易に想像できることだと思うんですけど、家族に陽性者が出た場合、家族は何をしたらいいかというですね。そういうことの具体的な、いざという時に周囲の者が行うべき対処方法といいますか、そういうことについて町民の皆さんに啓発するといいますか、こういう対応をすることが大事ですよということをですね、ぜひやっていただきたいと思います。

ます。今朝、私ちょっと見逃したんですけど、NHKのニュースでそういうようなことをやってたということですね。実際におかしいなと思った時に、家族が気を付けて対応することで拡大させないというか、陽性になった人以外の家族の陽性化を防ぐとか、そういうやれることというのはあると思うんですけど、そういうことについてぜひ町民の皆さんに啓発をするということについて、御検討いただけないだろうかというふうに思います。また、関連してですけど、年末年始、帰省をされる方も出てくると思うんですけど、年末年始で帰省をする人を迎え入れる実家での留意点といいますか、こういう点について気をつけましょうということについてもぜひ呼びかけ、周知をしてはどうかと、こんなふうに思っております、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

2点目は、サービス業への支援ということであります。

町長の答弁でも、国や道の状況を見ながらですね、そういうことについてもこれから対応していきたいという答弁でしたけど、やはり大変、小売店を含めてですね、商売をされてる方の大変な状況だということは御承知のとおりですけど、特にサービス業、飲食業や宿泊業の皆さんの影響というのは非常に大きいなと、こんなふうに感じておりまして、このままではそういう方々の営業の危機ということも懸念される状況です。

持続化給付金や雇用調整助成金など、国もこれから、更にとすることは考えているようですが、そういうことに対する拡充を強く求めると同時に、今言いましたように、サービス業、特に飲食業や宿泊業に対する町独自の施策を検討できないものかと、残ってる4,000万も含めてですね、ぜひ、そういうことを検討していただきたいなと思います。

また併せて、第3次の国の中では1兆円の予算が組まれるということですので、それをどう費消していくかということについても、御検討いただきたいと思います。

最後に、自費検査への支援ということです。管内でも、自費検査を行う医療機関が増えております。また、テレビコマーシャルでもやってますが、民間の検査だけのそういうものは安価で出てきております。そこで例えば町内の事業者が、その事業所内の職員に対して、簡易な検査を行うということが考えられると思うんですけど、そういう事に対する町の支援ということ、あるいは一般町民でも進学や就職活動など社会経済活動のために陰性の証明が必要だと、そういうことのために自費検査を行う方というのはこれから出てくると思うんですけど、ぜひ、そういう方への支援を検討できないか、この3点についてお伺いをします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員から３点、住民への予防対策の関係、それと２点目がサービス業への支援、そして３点目が自主検査への支援と、その御質問を頂いたと思うんですが、まず、住民への予防対策ですが、家族が、周囲が取るべき対処方法ということでございますが、まず、仮にですね、陽性となった場合というのは、これは報道等でもきちっと周知をされておりますが、保健所においてまずは感染経路や濃厚接触者の調査が行われる、そして濃厚接触者の場合には行政検査、更には自宅待機など必要な指示を取ということで、今は保健所が全て指示をしてるというかたちで、それにとった行動を取ってもらっております。

まず、町のほうでというよりは、今はそういう保健所の対応の中で、陽性者の対応については行ってもらおうということで、私どもとしてはいざという時には、いろんなオフトーク等も努めながら周知は図っていきたいと考えておりますが、まず基本的な感染防止というのを町民一人一人が取っていただくということが、まず、原点だと考えております。

そのような中で仮になった場合は、かかりつけの医院とかそういう所に相談をしてもらって、その対応をどうするかというふうな行動を取ってもらう。このことについては広報、更にはオフトーク等で周知をしておりますし、何かその分、役場の健康推進課のほうにも御連絡いただければ、周知など図っていききたいというふうに思っておりますので、まずは何かあった時には保健所のほうの指示に従って行動を取っていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、年末年始の帰省の関係でございますが、非常に今、報道等でも出ておりますが、札幌圏含めて非常に自粛という部分、年末年始の挨拶も含めて自粛をしてくれというような周知がされております。

その中で、全国の知事会から年末年始のメッセージということで、五つの気をつけていただきたいというようなメッセージが出されております。非常に帰省される方、更には家族も迎え入れるという部分の中では、十分、感染対策というのを取っていただきたいと思いますが、そういう周知についてはふれあい通信等の中で、再度、議員から御質問頂いた点も含めて、年末年始にかかる感染予防対策については周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

それと次に、サービス業への支援関係でございますが、これまでも持続化給付金、雇用調整助成金、これを商工会を中心としてですね、協力を

得て対応してまいりました。また、町においても、休業等の協力金、支援金などを実施したところでございます。また、町民の方々に消費者の支援の観点から、プレミアム商品券も発行いたしましたところでございます。

で、今、チラシが出たと思うんですが、食心会のほうで飲食店でのクリスマスセール、更には年末のらぶちゃんカード会による歳末セール、その分を行ってですね、なんとか町内の経済、その分を少しでも回していきたいと考えているところでございます。

今後において、どのような方法が町の経済、更には飲食店、宿泊業者、その部分の中で対応できるか、第3次の補正等も含めてですね、状況見ながら内部で十分検討して、進める所は進めるというふうに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

それと、自主検査への支援ということで、これについては先般も新聞報道で、ソフトバンクが札幌市の北海道医療大学でPCR検査、これが行われるという報道がされております。非常に、1検体2,000円ということで、非常に安いPCR検査ということでございます。

ただ、この検査はですね、一般的なPCR検査と変わらないんですが、医療機関が行っているという部分ではないので、陰性の証明書とかですね、そういうものは簡易キットについては行えないというような情報が得ております。この簡易キットの検査については、あくまでも職場の衛生管理や安全な労働環境維持、これを目的とした検査であるという分でございますので、議員がおっしゃってるそういう証明とか、そういうものに必要というふうになれば、きちっと行政検査またはそういう医療機関の中で行う検査というふうになるのではないかというふうに思っております。非常に、PCR検査や抗体検査、抗原検査ということで、今非常に、安価で自主検査をするという物が出ております。

現在、蘭越町の中でコロナの陽性者というのが、非常に多く発生しているという状況ではないんですが、仮にこれがクラスターが発生して、いろんな部分の中で対応取らなかったらならないというふうになった場合は、この簡易キットで安全性を確保するというのも一つの手ではないかというふうには考えておりますが、現在の所は各それぞれの施設で感染予防対策に努めてもらっているということもあって、この簡易キット、この分については、町がその分で行うということは、今現在なかなか進んでいないということもあって、今後の検討課題かなと考えているところでございまして、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○ 7 番（難波修二）　たくさんありますので、大変答弁も恐縮なんですけど、1 点目の周囲が行うべき対処方法というのは、私が想定してるのは、家族でできるようなことを、こういう点に注意してください、例えば旦那さんが発熱したと、それにいち早く気づいて、発熱したけれどそれが引かない状態が何日も続くと。そういう時に、もしやということで、ちょっと隔離しちゃうと。寝てる部屋を別にするとか、風呂は一緒に入らないとか、今いろいろあると思うんです。食器も別にするとか、いわゆる細かな、家族が取るべき予防策というか、そういうようなことについてぜひ、具体的に示すということが大事だと思うんです。そういうことによって拡大を防ぐと、家族の中に拡大を防ぐと。いろいろ、こう、例えば外套は玄関で置いて等、いろいろありますけど、そういうものも、様々な情報一つにして、そういうものを分かりやすいチラシを作るような、そういうことを検討いただけないかというふうに思っております。

例えば、どうも変だということで病院に連れていったと。その時に運転してた家族がかかっちゃった、そういうこともありますよね、そういう時には念のために注意の上に注意を重ねるというですね。そういうことについてのもう少しきめ細かな情報の提供ということも必要ではないかというふうに考えますので、ぜひ、先ほど年末年始の帰省に関しては五つのメッセージがあるということで、そういうことも周知するという御答弁でしたので、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

2 点目の特にその料飲店や観光業の方への支援については、3 次の交付金も含めて検討するということですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。それから、自費検査ですけど、そういう希望の声がどの程度あるかということ、私まだ全然わからないんですけど、例えば先ほど言ったように事業所が職員に対して行う簡易検査、あるいは個人が、希望する人が実際にやってる例があるかどうか分からないんですけど、こういうことは早め早めに仕組みを作っていくことが大事だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思いますというふうに思います。これは町がやれということではありませので、そういうものを活用する方への支援ということができないかと、こういうことです。

最後に、これは先の話ですけど、国ではワクチン接種を来年前半ぐらいにはやると、こういう方針になっています。いろいろ情報を聞きますと、その実施主体はワクチンの接種の実施主体は市町村になるということですので、その備えをやはり今からしておく必要があると、こういうふうに思います。いろいろ、テレビのニュースなんか見ますと、保存方法

ですとか、あるいはどういう順番でやるのかとかですね、様々な課題はたくさんあると思いますので、ぜひそういうことに向けてですね、準備にぬかりのないように対応していただきたいと、最後に申し上げまして、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えいたします。

まず、家族でできることということで、細かな予防策なんかを周知していただきたいということでございます。この点については、保健所等から出ている情報とか、そういう部分については、適宜、町のホームページ、オフトーク、ふれあい通信等を通じて周知をしているところでございますが、まずは熱があったり、なんかしたりした場合に、第一はちょっとそういう感じがあるかなという場合は、病院のほうに連絡してくださいというのを、今のところ周知しております。かかりつけ医、更には保健所、そういう所に連絡してくださいというふうな部分を周知をして、その中で、その判断、その指示に従ってくださいという部分の中で周知しておりますが、今、議員おっしゃった部分の中で何かほかに事前に、こういうふうになったらこうだとかいうような、そういう周知等ができる部分があれば内部で再度確認して、分かりやすい部分の中で町民のほうに周知できるものがあれば周知してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、飲食店の関係については、先ほど申したとおり第3次補正、現状では今いろいろ対策を講じてますが、商工会とも十分、状況等を伺いながら、その辺の所の対応は今後検討してまいりたいと考えております。

それと、自主検査への支援ということでございます。まあ、いろいろ簡易キットが出てきております。その中で特に今、高齢者施設、そういう所が、扱ってる所については、非常に、仮に陽性者が出た、というふうになりますと、大変な状況となります。いろんな報道でも、クラスターが発生しているというような部分がありますので、そういう簡易キットとかこういうものが出てきているというような情報は、町のほうからお知らせ等をしていきたいというふうには考えております。いろんな、今、PCRの検査、更には抗体検査、抗原検査ということで自主検査としてはかなり性能の高いものも出てくると思っていると、聞いておりますので、町のほうの持っている情報については、そういう必要な所について、情報提供しながら、その辺の対策を取っていきたいというふうに考えております。それと、ワクチンの関係でございます。いろいろ新聞報道で出ており

ます。議員が先ほど申したとおり、国ではワクチン接種については各市町村で行ってもらいたいという報道です。で、まだ、はっきりした部分は私どもは情報を得てないんですが、報道関係では、その保存する冷蔵庫、冷凍庫、そういうものについても、各市町村のほうに配置をして、その中で市町村で接種のほうについて検討していただきたいというような情報しかまだ今の所は私どもも分かってはいないんですが、今後、今の予定では春に向けてというような情報がありますので、十分、上部機関、更には関係機関と情報を密としながら、1日も早く対応を遅れることなく取って、やはりワクチンが、早く接種するということが今はコロナ対策の分では重要な事ではないかというふうに考えておりますので、その辺の所は十分内部で上部機関とも情報を入手しながら、対応したいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。では、2項目の質問に移ってください。

○7番（難波修二） 2点目です。重点政策を円滑に推進する体制づくりについて。金町政2期目がスタートして初の予算編成が、これから始まります。同時に第6次総合計画が策定されて初の予算案編成でもあります。継続中の事業や新たな計画など多くの重要政策があると思いますが、その推進に当たっての体制づくりについて、町長のお考えを伺います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の、重点政策を円滑に推進する体制づくりについての御質問にお答えいたします。

令和2年11月2日に開催いただきました、第5回蘭越町議会臨時会の場において、2期目となる4年間は、今年度からスタートした、第6次蘭越町総合計画の着実な推進を図りながら、公約した五つの基本政策を進めていくことを私の所信の一端として述べさせていただきました。

これらの政策を円滑に推進する上での体制づくりは、非常に重要でございます。政策はあっても、人材や体制が整っていなければ、事業の推進に支障をきたすことは明らかでございます。

現在、来年度事業に係る予算につきましては、各課からの取りまとめが終わり、財政係で点検、集計を行っているところでありますので、事業の詳細はまだ把握しておりませんが、統合診療所の開設により、新たな

職員配置が必要となりますし、研修農場等、職員だけでは対応が難しい事業については、委託等の検討も必要であるというふうに考えております。また、専門的な知識、経験を要する事業につきましても、防災対策では地域防災マネージャーの配置を予定しており、移住者のサポートを行う地域おこし協力隊については現在も雇用しておりますが、その他の事業においても、必要性があれば専門的な知識等を有する人材の配置も検討していかなければならないと考えているところでございます。

年明けから私の予算査定が始まることとなりますが、前段、従前は総務課長において、計数整理のみを行ってございましたが、今年からは、副町長も同席し総務課長と2名体制で、各課からのヒアリングを行うこととしております。副町長には、事業内容、事業費の精査と同時に、各課、係単位での、事業に対する事務量及び各団体の状況等を把握させ、来年度以降の体制整備に係る課題を抽出し、最終的に、私が重点業務や日常業務含め、事業が円滑に推進できる適正な体制整備の構築に向けて判断をしてみたいと考えております。

また、予算、決算等の審議において、たびたび事務の不適を指摘されることもございます。新時代に対する行政体制の強化として、人材の育成も大変重要であることから、私の公約にも載せさせていただいておりますが、しっかりと職員の育成も進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、事業推進の体制づくりについては、長期的な視点を持ちながら、1年1年しっかりと事業の維持、推進ができるよう、必要な部署に必要な人材、人員数を配置しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございました。

この質問したのは、やや抽象的な質問で、ちょっと答弁も大変悩まれるかなと思っておりましたので、大変恐縮でございますけれど、実は、所管事務調査で、現在二つの常任委員会の所管事務調査やっておりますけど、ほぼ全議員が参加をしてというかたちが最近、主であります。

今年の所管事務調査の中で、様々出てきてるんですけど、結果については意見報告しておりますので、お目通しをされてることを思いますけど、中でも4点ほど私自身、大事だなと思う点がありました。

一つは、統合診療所の円滑な運営ということです。二つ目は研修農場、産学官連携事業の充実ということです。三点目は移住定住対策の充実と

ということ、四つ目は観光物産協会への支援の充実と、こういうあたりは非常に今後に向けて大きく発展するということが期待できる重要施策ですので、新年度に向けてぜひ人材や予算の体制整備を進めていただきたいという思いで、御質問させていただきました。今の御答弁で、まさしくと言いますか、この四つについて町長も考えておられるという、そういう御答弁でしたので、非常に、内容については理解をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、人事に関することについては言及しませんが、一つ、体制整備ということについて言えば、例えば機構改革とか、非常に業務が肥大化している部署あるいは今後さらに業務量が増えるだろうと思われる部署もありますので、そういう所に対する機構改革、あるいは業務を進める体制の変更と言いますか、これまでやっていた従来の仕組みではない、新しい仕組み作りということも見直しをされてはどうかと考えていたんですけど、ただ今の町長の答弁にありましたように、予算の査定についても副町長と総務課長の二人体制できちっとやるという、そういう新しいお話がありましたので、いいことだなというふうに私も感じます。ぜひ、より一層内容の精査をしていく体制がこれからさらに求められると思いますので、ぜひそういう点に留意をされて、来年度の予算編成と同時に来年度の人事、機構も含めて、金町政２期目の新たなスタートの体制をがっちり固めていただきたいという思いで質問をさせていただきましたので、改めて御答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃっていただきました、統合診療所の運営、更には研修農場の運営、移住定住対策、観光物産協会への支援ということでございます。私も４年間、町長に就任して、各種事業を行ってまいりましたが、特に来年３月、４月から開業予定の統合診療所、非常に町として大きな事業になるなと考えております。これまでは、先生にそれぞれ病院の運営というものをお願いをしながら行ってきたそのものを、今度町のほうで運営するというようなかたちとなりますので、そのような中で議会の御理解も頂いて、実は、準備室長というものを配置をさせていただいて、その方を事務長というか事務局長になるのか、そういうかたちの中で統合診療所のほうに入って、その中の運営というものをきちっとやってもらいたいというふうに考えているところでございます。

また、その中でどうしても、やはり一時医療を守るという観点から、その診療所と昆布温泉病院、これについてはある程度町のほうでもいろんな部分で、診療所については町が行っていきますけど、支援体制はきちっとしていかなかったらならないのではないかとこのように考えているところです。

統合診療所についても、やはり人件費、更にはいろんなやっていく部分の中で1日大体積算では50名の計画というふうにしていますが、きっとこれまでの部分からいくと、町のほうである程度負担をしていかなければ、なかなか運営はできないのではないかと考えております。

ただ、1次医療を、きちっと町民の健康を守るという観点からいくと、私はその部分について、ある程度予算を配分しながら、1次医療は守っていきたいと考えておりますので、その点については議会の皆さんの御協力も、ぜひ御理解もいただきたいと考えているところでございます。

それと、研修農場につきましては、産学官の共同開発ということで、薬草中心に現在行っております。やはり今、産学官と言いましても、農林水産課の職員が現地に出向いて、今、高麗人參とシモアダチという紫蘇、更には何種類かの薬草を行っておりますが、この点については産学官から早く自立ができるというか、外部に委託をするような会社があれば、法人化なりそういうものが、会社があそこの中に来てですね、そして町が指定管理するような、最終的には、そしてそこから種苗を供給して、生産者の方々にそれを作ってもらう、そういう体制を目指していければというふうに考えております。で、その辺の所は常に、今、コロナの関係ありますが、リモートで農林水産課と、今契約をしているシミックホールディングスと、京都大学の伊藤先生でリモート会議を常に行っております。来年度に向けていろんな事業の展開について、今、協議をしているところでございます。できれば、農福連携という、そういうような事業も計画しております。それまでには少し時間がかかりますが、少しずつ今の新しい薬草自体を、生産者の人がたに理解していただきながら、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

移住定住対策については、現在、町おこしの地域おこし協力隊が非常に頑張っている、町内の中の空き家対策等も含めて健闘していただいております。そのような中で、今日、議会が終了後に全員協議会開催していただいて、来年度に係る、いろいろ定住対策、事業も含めて御説明させていただきたいと考えておりますが、非常に、やってる部分についていろんな現状も見えてきておりますので、その辺の状況等を含めながら、より移住定住対策は私も力を入れてまいりたいと考えておりますので、

推進してまいりたいと考えております。

観光物産協会です。今年から法人化され、事務所を街の茶屋に置いてですね、いろいろ今、行っていていただいております。なかなか、コロナ対策の関係があるので、すぐに事業がどんどん推進できているというわけではございませんけど、非常に地道に中長期計画も含めながら、街の茶屋の運営、そういうのも含めながら、今行っていていただいております。

非常に、すぐに成果が表れる、そういう分はないかもしれませんが、せっかく法人化にして、独立して観光の振興を行っていくというふうに事業を、事務所を設置しておりますので、その辺については町も引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

議員からおっしゃられた、人材の体制、そういうものは非常に私も重要であると思っております。なかなか、いろんな所で募集を、町からもししております。特に技術者の面については、なかなか今、人材が少ないというような分もあって、今年特に、建築部門がなかなか人がいないというののもあって、私と総務課長で建築の大学のほうに直接出向いて、教授と懇談をさせていただきました。その中でいろいろ情報もあってですね、一部の大学から、担当者を講義に一度来てほしいということがあって、今年秋に担当係長が講義をしました。その講義の中で実は、3年生に講義をしたんですが、数名の方が非常に蘭越町に興味を持っているというようなお話もいただきました。で、その中で今、技術者が不足しているんですが、いろいろ人材、そういう体制も含めてですね、今後強化をしてまいりたいという考え方は持っておりますので、そういう職員をいろんな所に出させながら、勉強を兼ねて、そして蘭越の町の魅力も発信しながら、進めてまいりたいと考えております。

御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

これをもって難波議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。再開は11時20分です。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。 2番金安議員、質問席へ着席願います。

○議長（富樫順悦） 2番、金安議員。

○2番（金安英照） 2番の金安でございます。

私は、役場駐車場への障害者用駐車スペースの設置についてお伺いをいたします。先般11月2日、金町長再選に係る就任挨拶の際、所信表明で述べられておりました五つの基本政策は、福祉・暮らし・産業・行政・人材とまさに第6次蘭越町総合計画の基軸でございます。

その中でも一つ目に掲げられました、誰もが生き生きと暮らせる福祉のまちづくりを鑑みますと、まず発信の地であります当役場から、何らかの見合った取組、世態の流れや社会情報の必要性を具現化し、その実行性を求められているのでは、と感じておるところでございます。

最近では、公共施設をはじめ、コンビニエンスストア、飲食店、ショッピングセンター等で障害者用駐車場の整備が進んでおります。

当役場駐車場を考察するにあたり、必要性に応じて障害者用駐車スペースを設けられてもよろしいのでは、と常々感じておりました。

その必要性について町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の、役場障害者用駐車スペースの設置についての御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、本町役場駐車場につきましては、障害者などの専用の駐車スペースを設置していないのが現状であります。

施設管理者の責務といたしまして、不特定多数の方が利用する施設でありますので、障害者などの専用駐車場を設けるなど、移動が円滑にできるよう、必要な措置を講じる配慮が必要であったというふうに考えております。設置にあたっては、障害などのある方は、車いす使用者のみではないことに配慮し、上・下肢障害者や、障害者以外の高齢者、妊婦、けが人、乳幼児連れの利用者等のため、出入口からできるだけ近い位置に、また、安全に車から乗降するための広さを確保する必要があるものと考えておりました、それらを踏まえて適正な場所にできる限りすみやかに設置させていただきたいと考えております。

また、設置場所には、広く周知していただけるよう、分かりやすく表示するなどの配慮も併せて検討してまいります。

障害者、高齢者などが自動車を利用して外出する機会が増えておりまして、社会参加を促進するうえで、自動車は有効な移動手段でありますから、他の公共施設におきましても必要性等を検証し、今後も、専用駐車場の確保に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） 町長、早速、この冬から何かしらの動きがあればいいかなと感じております。路面も滑りやすくなりますし、寒い思いで、それでも役場に来られる事情があるわけですから。ちなみに、議長から許可を頂いてですね、このような強化プラスチックと言いますか、立て札と言いましょいか、簡易型の看板ですけど、高さが100センチくらいなんですけど、これがネットの通販のページなどによりますと、大体3000円から5,000円くらいで買えます。これだけじゃなくていろんな種類がございまして、持ち運びが便利なやつですとか、砂を入れて重りにするですとか、多種多様な種類がございしますので、雪がとけて、きちんと整備をされるのかと思ってるんですけど、それこそ、旗の前と言うんでしょうか、国旗の立っている場所と言いましょいか、玄関の前あたりにお試してみたいな感じでされてみてはいかがでしょうかね。駐車場で苦慮されている自治体ではですね、特に内地のほうは駐車スペースの事情とかいろいろありまして、予め連絡を頂いた方に、玄関前で車を預かって、移動して、用件が終わるとまた玄関に車を持ってくるというのがあったわけです。これはまだ携帯電話がない時代で、固定電話とか公衆電話の時代で、ポケベルで合図をしあって、車の移動をさせていたと話を聞いております。

お手隙の職員さんはまずいらっしゃらないと思うんですけど、毎日毎日、50人も100人もそのような方が見えられるわけではないと思いますし、それからスペースを用意されたものの、何日も利用されない日が続くことだってあるかもしれないんですけど、でも、やるんだよという教示と言いましょいか、マインドが町の皆さんに通じることによって、相乗効果が繋がっていくのではないでしよいかね。

理由があって、必要性があって、役場に皆さんお越しになっておりますから、特にそういう弱者の方や、それと運転手だけでなく同乗者に障害のある方も多いことも配慮しながら、そうやって皆さん、知恵を出し合って、安心安全な町づくりに、町民に寄り添う町づくりの一助となられますよう、よろしく御英断のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。実は、平成18年12月に、通称バリアフリー新法というものが施

行されております。その中で駐車場の規模によりますが、大体50台に1台、100台に2台というような身障者用の駐車場が義務付けというか、そういうふうになっております。そのような中で、今、議員がおっしゃったとおりですね、公共施設に身障者用のそのスペースを設けるということは、非常に私も、大切な事だということで、非常にありがたい質問だったなというふうに感じております。その中で、内部でもう検討したんですが、できるだけ早い時期に、役場に、先ほど答弁しましたが、庁舎に近い所にそれを設置することが必要だろうと考えました。そのような中で、今、議員から御提案がありました、ちょうど役場の正面玄関、道路を挟んで、今インターロッキングがある場所ですね、そこがやはり一番適正ではないかなというふうに考えております。内部では、できれば、こう両サイドあるので、2台くらい身障者スペースを、場所を確保できればということで検討しております。ただ、あそこ、インターロッキングなものですから、冬季間にはどういうふうに周知を図るかという分もありましたが、今、議員からおっしゃったそういう立て掛けとか、そういう分もあるんだというのも分かりましたので、その辺の所は冬の除雪体制、そういうものもありますが、内部で検討したいというふうに思っております。設置については、私は雪がとけてからきちっとした、そういう身障者用のマークを含めて、きちっと整備をしたいとは考えておりますが、今、冬の間、そういう事が可能かどうか、これは内部で十分検討させていただきます。

今、議員から御質問を頂いて、公共施設の中でどれぐらい今、身障者の駐車用スペースがあるのかということも調べさせていただきました。その中では、現在建設中の診療所、更には蘭越保育所、港介護予防拠点センター、町民センター、野球場、更にはシェルプラザ、幽泉閣、雪秩父というかたちで設置をしております。で、再度、この公共施設、その分を見直して、できるだけそういう身障者に対応できる、そういうスペースを設けるということは大切でございますので、それについては来年度ですね、十分現況を見ながら、設置について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） ぜひともよろしく願いいたします。これは私のにわか勉強で甚だ恐縮でございますが、全国展開の、思いやり駐車場制度、パーキングパーミット制度と申すそうなんですが、身障者駐車スペース

を利用される対象者に各地方公共団体が利用証を発行するんですね。これをですね、車のルームミラーに引っかけるようになってるんですね。

その利用証を発行された身障者の方は、その地域の中の協力施設の駐車スペースを自由に共通に利用できる仕組みになっているそうです。仮に不測の事態、例えば施設で具合が悪くなったですとか、それから車の中で寝込んでしまったですとか、そういう不測の事態が起きたとしても、この付けてる利用証の登録によって対応の早さにつながると。更には、他県にいたとしても駐車車両の識別につながったりするですとか、更には身障者以外の不適切な駐車を抑止力にもつながっているそうなんです。令和元年末の時点で、３８の府県が制度として活用しておられるそうなんです。その制度の対象の条件も、各地方公共団体で身障者の割合を決めるそうなんですけど、残念ながら北海道は未加入なんですね。

ただ、各町村自治体の創意工夫で、似たような導入の仕方は十分可能な事なんじゃないかなと思っております。今、役場や公共施設も、新たに建て替えたり設けたりされている所は、もちろん身障者用の駐車スペースありきで整備しているはずでございます。ちなみに、地方公共団体が行う駐車場整備の取組には、効果促進事業として、社会資本整備総合交付金の対象となることができると言われております。各町村の駐車場事情や利用状況を加味しながら支援を行うということでございますので、国土交通省ですかね、北海道開発ですかね、そちらのほうへ相談、御一報願いますということで、先ほど町長がおっしゃられておりました、各公共施設の見直すという件についても、交付金を利用できるのであれば活用しながらですね、今一度の確認、御考察のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

非常にいろいろ調べていただいて、情報もいただきました。

利用者証の関係については、内部のほうで少し検討もさせていただきたいなというふうに思っておりますし、町のほうでも、身体障害者の福祉協議会、団体がございますので、そういう所も意見聞きながらですね、やはり、やるというふうになれば、その中で有効性がある、そういうようなものにしなければならないというふうに考えておりますので、十分担当のほうから、団体等も含めてちょっとお話をさせていただきながら、その点については協議させていただきたいと思うところでございます。

整備については、社会資本の整備交付金が該当になるということでございます。この社会資本の総合整備交付金は、道路全般、その辺の部分についても町のほうである程度要望を出しながら、枠というものがございしますので、この点については、もし事業を行う、それを活用するというふうになれば、担当も含めながら上部団体のほうと協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

いずれにしても、その身障者用の整備については、私は前向きな中で実施をしてまいりますので、御理解を願います。

○議長（富樫順悦） これをもって金安議員の質問を終わります。

次に、3番田村議員、質問席に着席願います。

○議長（富樫順悦） 3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。一つお伺いいたします。今後改修が見込まれる山村開発センターの存在意義と有益な利活用についてお伺いいたします。

山村開発センターは、地域住民生活の充実や農林業地域の産業の発展、振興を図るための拠点として建設され、昔は、結婚式など町民にとっても身近で頻繁に利用されていた施設だと聞いております。

40年以上経過し老朽化しているため、改修も検討されていると思われますが、時代の流れの中で町民のニーズも変化しておりますので、改修するには山村開発センターの存在意義やコンセプトをしっかりと考えた上で進める必要があると考えます。高齢化そして病床数減少の中、自宅で最期を迎える方が増えると予想されると思いますが、町内でお見送りが出来るセレモニーホール機能を兼ね備える事を御提案します。

町長の山村開発センターの存在意義と今後の利活用のお考え、私の提案に対するお考えをお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の、今後改修が見込まれる山村開発センターの存在意義と有益な利活用についての御質問にお答えいたします。

はじめに、山村開発センターは、昭和53年7月から、産業生活改善の推進、保健、福祉の増進、生活便益の提供等経済及び社会開発上の総合的かつ拠点的な施設として設置され、現在に至るまで、町内外の多くの方

や団体等に利用され、その役割は十分果たしていると考えております。

さらに、今後も総合的な拠点施設として位置付けており、私の公約にも山村開発センターの改修を計画いたしているところでございます。

また、今年度策定いたしました蘭越町個別施設計画においても、継続的な修繕及び建て替え・長寿命化等の検討が必要とされており、施設を継続して維持する方向となっております。

さて、今後の利活用についての考えにつきましては、山村開発センターは、町民センター等の規模では賄いきれない会議や研修会、講演会、各種イベントなど、これまでと同様の利活用を主としながら、日常的に町民や各種団体が利用しやすく、気軽に立ち寄れるような多目的な施設利用が望ましいと考えております。そのようなことから、議員から提案のありましたセレモニーホールについても、町民の利便性を考慮しますと非常に良いアイデアと思いますので、今後改修する際の参考とさせていただきたいと考えております。

現在、役場内部で改修するにあたっての課題等を協議しておりますが、より使いやすい施設にするためには、増改築等大規模な改修を行うこととなりますが、その前提として、現在の施設の耐震診断が必要となります。また、耐震化も含めて大規模な改修となりますと、財源の確保についても大きな課題となりますので、交付金や起債など、財政面も踏まえながら、利活用方法について検討していかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、山村開発センターの改修については、まずは、耐震診断を実施するための予算の確保、さらに施設の活用方法については、委員会等の組織を設置し、検討しながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 町長の答弁にもありましたけど、蘭越町個別施設計画書、拝見いたしました。その中でも、老朽化で改修を必要としている施設がかなり数多くあり、本当にそれらの見直し、統合、そこは重点的に考えていただきたいところだと常に思っております。その中でも山村センターの利用、年間利用人数とかも出ていましたけど、去年で7,359人、利用効率度という数字として5.6、これは高い低いという判断はおそらくいろいろあると思うんですけど、そして使用料収入としても12万、令和元年度ですね。その状態で町としての山村センターの多目的施設、町民が使いやすいとかいうことで存在していると思うんですけど、

維持していく部分と、それでも収入なんかもやはりこれから考えていけないといけないんじゃないかなと思ったりしております。そのバランスなんかが、これから新しい改修の時にですね、今までどおりの考えでは、やはりいけなくて、有益なということを私、質問の所で書かせていただいたんですけど、そこに関しては町民の方の利用もそうなんですけど、そこでいかに収入としてもプラスになっていくか、そこをこれから町としても考えていかなきゃならないと思っております。そして、そこでそういう部分での委員会とか設置をするとおっしゃってましたが、そこに対して住民の方の参加、声をよく聞くという意味での参加、その所のお考えというのはありますでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

山村開発センターの改修に伴う議員の考え方という部分の中で質問を頂きました。私も答弁をさせていただきましたが、山村開発センターは、生涯学習センターらぶちゃんホール、その中で賄いきれない、そのいろんなイベント等を含めて町民の方々がまず活用させていただくというような場にしていかなかったらならないということを考えております。

そのような中で、今、老朽化に伴って山村開発センターを改修していくためには、大規模な費用というものもかかってきます。

先ほど言ったように、実はまず、改修というふうになりますと、耐震診断をきちっとしなかったらならないというふうになっております。耐震をして、そしてどれだけ費用含めてかかっていくか、大きさも含めて、そういうものを、検討を順次していきたいと考えております。その中で、答弁で申した委員会という部分の中で、今、内部である程度どのような方向で行くかというものを計画をして、その計画に基づいて委員会等を立ち上げて、その中でまたいろいろ御意見を頂きながら進めていきたい、で、委員がおっしゃった、その委員会の中には町民の方々が入るのかという御質問でございますが、委員会の中では一般公募を含めた部分の中で、今は募集をしながら、委員会に入っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） もちろん、住民の方の声を聞いていただきたいとい

うことが大きな一つなんですけれど、大規模改修をする予算もそこにかなりかかってくると思います。そこで、プラスに、その後収入として町に還元できるような仕組みを作らなきゃならないんじゃないかというのが今回の質問の意味でありまして、例えば、地域の問題を地域で、住民の人が課題を出して解決していく、それを皆で法人として起業したりすることができるといふ、労働者協同組合法というのが、先般、国のほうで法律として成立しました。こういうのなんかも、NPO法人を立ち上げるよりもとても簡単な手続きで設立ができてまして、例えばこの地域で足りない、セレモニーホールなんかに流れが行くかというのをなぜかと考えた時には、地域でお手伝いできる人が少ないとか、頼める人が少ないとか、そういう課題があるというのもやはり出てきて、倶知安さんなり岩内のセレモニーホールに、今行かれる方もけっこう多いと思うんですね。

やはりこれからの蘭越の町の中でも、それを例えば町が整備をして、そういう法人を立ち上げて起業してもらって、そこに、先ほど産学官の研修農場でもありましたけど、そういう所で、委託しながら、地域で事業を起こしてもらって、そういう新しい形態を、雇用形態を生み出すということにもつながっていきえるのではないかと考えております。そこに関して、近隣の葬儀屋さんにもちょっとお伺いすると、各町村、例えば倶知安さんとかセレモニーホールがない所なんかも、住民の方からもそういう声も出てるんだと、必要性というかね。そういう事もありますし、実際、蘭越町でも蘭越の中でセレモニーホールがあればいいよね、大がかりでなくても、山村センターで改修する時にそういう設備があればいいよねという声をやっぱり頂いておりますので、その所をちょっと前向きに検討していただきたいかなというふうに思っております。新しい雇用形態を生み出すきっかけになるのではと考えている所に関して、町長のほうのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の再質問にお答えをします。

山村開発センターの活用の方法というかたちの中で、新しい法律のもとに、労働組合法の中で法人というようなものも立ち上げてはというような御質問も頂きました。私は、セレモニーホールの活用についてはですね、以前、ある議員からもそういうお話、懇談をしたことがあります。

できれば蘭越町内の中でそういうセレモニー的な場所がきちっとあって、そのことによって、商工会等を含めたいろんな食事の提供とか、そう

いう経済が回っていくと、そういうことも必要でないかというような懇談をしたこともあってですね、私もできればそのようなかたちになればですね、町の経済活動の中にも良いのではないかというふうに考えておりますので、議員がおっしゃった、山村開発センターの改修にセシモニーホールを活用できるようなそういう施設配備、そういうのは十分検討することが、私は十分必要ではないかという分も考えております。

いずれにしても、その活用するというふうになりますと、それぞれの今の状況ではなく、いろんな設備的なそういうものも必要となってきますので、これをやるというふうになれば、いろんな管内とかいろんな所もいろいろ資料を取り寄せながら検討してまいりたいというふうには考えておりますが、セシモニーという部分のアイディアは、私は非常にいいアイディアだなというふうな部分で考えておりますので、今後、答弁させていただきましたが、建設にあたっては参考とさせていただきながら、どのような方法がいいのかという部分を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。それと併せて、この町内でそういう商品を出来ると、そういう場というのは十分必要だと考えておりますので、そのセンターの活用によって、町内の中でいろんな部分の経済がまわる、繰り返しになりますが、その事は必要であるというふうに考えております。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 町長は福祉を重点的に蘭越町、されてますので、そのお考えの中でゆりかごから墓場までという、そういうトータル的な人生を町が提供しますよという仕組みを作るということは、とってもそれが地域経済に、もちろん飲食店のほうにも回ったり、雇用が生まれたり、そういうルーティンというかサイクルを作ることが蘭越町のとても特色の一つになるはずなんですよね。それが移住定住の方たちにも響くこともできると思いますし、今までのようないわゆる堅実なやり方ももちろん守りつつなんですけど、時代の流れに沿って、蘭越町で生まれて、見送るまで、柔軟ないい生活ができるという町づくりを求められてると思うんですよね。思い切ったことをすることも必要だと思っております。町内店舗の経済効果も見込まれているセンターに、セシモニーホール機能を求めるということをこれからも言っていきたいと思います。

コロナ対策臨時交付金の、終息後のこの町の活動とかチャレンジにも使えるという部分も、以前の、国のこういうのもあると思います。この中

で大きな町づくりの一つのルーティンを作るということもセシモニーホール化と一緒にこれから考えていっていただきたいなと思っております。  
以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村委員の御質問にお答えします。

山村開発センター改修については、まだ期間は、やはりまだまだいろんな計画を立てた部分の中で進めていかなかったらならないと考えておりますので、できればまず耐震診断をさせていただいて、そしてその中でこれから何年で山村開発センターを改修できていけるのか、そういう計画を立てながら、それと併せて、そのより良い活用をしていただくために委員会等も立ち上げながら検討してまいりたいと考えております。

セシモニーホールという意見は十分頂きましたし、私はそのほかに、今のらぶちゃんホールではできない、いろんな多目的に町民の方が集まって活動できるような、そういうことも併せて、山村開発センターが果たすべき役割ではないかと考えております。町民の方が利用できる、そういう利用しやすい、そういうようなセンターにぜひしてまいりたいなと考えております。時間はかかると思いますが、私はぜひ、山村開発センターの改修については進めていきたいというふうに考えておりますので、その進めていく段階において、委員から頂いた御意見等を十分参考としながら、進めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって田村議員の質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。 9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

○議長（富樫順悦） 9番、柳谷議員。

○9番（柳谷要） はい、9番柳谷。私の一般質問は2点でございます。まず、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

第3波といわれる感染拡大は本町でも感染者がいるとの情報がございます。まず、その全容をお知らせいただきたいと思います。

また、以下に掲げる諸点について伺います。

1、これ以上の町内感染者を出さないために、希望者と感染リスクの高い施設等に集中的な検査体制を町の力でできないか伺います。

2、すでに感染した方のその後の生活と健康指導はどの様になっているのか伺います。

3、町内医療機関や施設、保育所等、利用者と接する職員の皆さん、体が接するという意味です、接する職員の皆さんに独自に慰労金を支給する自治体が道内で広がっています。本町でもできないかどうか伺います。  
以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、本町でも感染者がいるとの情報があるが、その全容をお知らせくださいとの御質問ですが、感染状況の公表については、感染拡大当初から全国で患者個人への誹謗中傷が後を絶たず、本人のみならず、御家族の方も大変つらい思いをしておられるのが実態であります。

こうした背景を踏まえ、現在は患者本人、また、御家族のプライバシーを十分考慮することとし、本人の同意の範囲で公表されることとなっております。このことから、北海道が公表する新型コロナウイルスに関連する患者の発生については、各振興局管内別患者のほか、患者の状態、発症推定日、陽性確定日、患者との接触等は公表されていますが、居住地、性別、年代、職業については、そのほとんどが非公表とされ、患者本人の同意がされたもののみが公表されており、議員も新聞やテレビで御承知のことと思います。こうしたことから、本町におきましても、感染状況の公表については、患者御本人様の意向に沿い、また、北海道の指導を受けながら慎重に対応していくこととなりますので、御理解を願いたいと思います。ただし、役場庁舎など公共施設関連での感染やクラスターの可能性がある場合は公表を念頭に対応を取る方針でありますので併せて御理解願います。

次に、これ以上の町内感染者を出さないため、希望者と感染リスクの高い施設等に集中的な検査体制を町の力でできないかとの御質問ですが、PCR検査は、感染しているかどうかの確認であることから、当然、短いスパンで定期的に行わなければ、効果は薄いと認識しておりますので、費用面も含めてそうした体制が取れるかどうか、検討してまいりたいと思います。その一方で、後志管内も含め全国的に自費検査実施機関は拡

大していくことも想定され、それに伴い、国による支援制度が設けられるか注視してまいりたいと考えますので御理解を願いたいと思います。

また、簡易キットによる検査もあるようですが、あくまでも職場の衛生管理及び安全な労働環境維持を目的とした参考検査としますので、行政が使用するには難しいと現時点では考えております。

なお、現在の所、本町は該当していませんが、感染者が多発している地域に所在する医療機関や高齢者施設等に対しては、保健所が積極的に行行政検査を行うこと、また、施設の判断で自主検査を実施する場合、その施設に対する今年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる旨、11月に国から各都道府県、全国老人福祉施設協議会等周知がなされていますことも併せて御報告申し上げたいと思います。

また、感染者を出さないと言う観点から申し上げますと、日頃から町民の皆さんにもお願いしておりますが、マスク着用と手洗い、また、日常生活の中での3密を防ぐと言った基本的な感染予防対策の徹底が何よりの予防策でありますので、引き続き、ふれあい通信やホームページで周知を図ってまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、すでに感染した方のその後の生活と健康指導はどのようなになっているのかとの御質問ですが、感染者は、医療機関入院や宿泊療養施設で陰性となるまでの期間、療養され、濃厚接触者は、自宅で外出を控えて2週間の経過観察が行われ、その後、毎日状態の聞き取り確認が保健所により行われると、俱知安保健所から伺っておりますので、御理解を願いたいと思います。

最後に、町内医療機関や施設、保育所等、利用者と接触する職員の皆さんに独自に慰労金を支給する自治体が広がっているので、本町でもできないかとの御質問でございますが、まず、医療、福祉施設の従事者の皆さんが、日々ご努力されていることに対しては敬意を表する次第でございます。慰労金に関しては国の施策として感染による重症化リスクの高い高齢者に対する福祉施設従事者と医療従事者を対象に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により慰労金の給付を決定し、本町におきましても該当する全ての医療、施設従事者が一人5万円の給付を受けたところでございます。一方、保育所等児童福祉施設の従事者に対する支援は国の施策の対象外となっていることから、道内の一部自治体で独自に慰労金を給付する対策を行っていることは私も承知しているところでございます。新型コロナウイルス感染症が再び猛威を振るっている状況を踏まえると医療、施設従事者をはじめ、保育所等児童福祉施設の従事者の御苦労は計り知れないものがあると察するところでございますが、

私としては、個別の一時的な金銭の支援よりは、これまで町で行っているマスクや手指消毒用アルコールなどの資材の配布を通じて徹底した感染予防を講ずることによってこうした施設等で従事される職員の精神的負担の軽減を図っていくことのほうが必要ではないかと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 三つの項目に分けてはありますが、一括して関係ありますので、再質問させていただきます。

まず、感染の猛威と捉えるかどうかは多少認識の違いはあるかと思いますが、この事態をいかに封じ込めるかという、その戦略と戦術、つまり、町村ができる、自治体ができる施策を町民の皆さんに知らせることが非常に大事ではないかというふうに思うんです。つまり政策として、コロナにどう立ち向かうのかというのが極めて鮮明に浮き上がってこない。マスクをして下さい、消毒をして下さい、それから熱を測りましょうというのは断片的に分かるのですが、これは通勤をしている皆さんだとか、一定程度、車両そのほかで密集地に触れなければならない皆さんはかなりの緊迫度を持っていると思います。

蘭越のように、農村の一軒家に住んでる私どもにしてみれば、緊迫感はなかなか伝わってこない。もっぱら学習能力にかかってきているということでございますね。それで、どう周知徹底するかということでございます。私は、例えば、皆さん御存じだろうと思うんですが、その検査をどう、してもらおうかということが、必要のない人に検査をする必要はないわけなんです。御存じだとは思いますが、東京の新宿区の繁華街でクラスターが発生したのが今年の早い頃でございました。これをどう封じ込めたかと言ったら、結果的には全員を検査する、そして発症していない人も発見するということですね。それと営業の時間制限をセットでやって、そして封じ込めたという、そういう経験、私も報道で知っております。それで、実は町でもってPCR検査、簡易検査も含めて、必要に応じて予算措置を取れないか、黒松内町でございますが、まずちょっと反対側から申し上げたいと思うんですが、検査の体制はどうするんだと。

蘭越町は厚生病院かどこかほかに委託先に依頼する以外にはないわけですね。町内の統合診療所、昆布温泉病院、そのほか全部、よそへお願いする、黒松内の場合は町立の診療所で検査技師が二人いて、かなりの数を検査する体制が出来ていると、そういう蘭越とは違う条件があるもの

ですから、施設で検査を施設長の判断でやったということですね。その結果、町長が議会で報告した数が報道された、ということで、黒松内にいるんだとなりましたね。それで、目的としては、感染者を発見するというのがそうなんですけど、もちろん第1目的ですけど、ほかの人に周知徹底して2次感染を防ぐ、一義的に2次感染を防ぐ、その対策を、対象者をはっきりさせるということが目的だったそうです。それで、公表するかどうかというのは、個人名を特定できないようにするのはもちろんございますが、注意を喚起するのは十分、私は、本町での感染者の実情を明らかにするという上では効果的な公表手段ではないかと思っております。

まず検査が、私は大前提にあると。その前にももちろんやらなければいけないのはもちろん、同僚議員の一般質問にもあったように、マスクと日常の検査体制、それから私は検温はあったほうがいいと思うんですね。毎日体温を測ることがやっぱり生活のルールとして皆さんに啓蒙普及するということです。それが非常に大事なんです。

それから、啓蒙普及、難波議員も触れていたんですが、一つ、防災無線を通じて、それから町内会報を通じて町民の周知徹底、実は防災無線は合成音声でございますね、ちょっと意識すると無機質的な感じがしましてね、掲示板がものを言ってる印象が非常に強いと。それと、もっと担当の皆さんに努力してほしいのは、町内会の会報についても、公文書的ではなくて、実はイラストレーターが作ったようなもので十分だと思うんです。目から訴える、そういうパチンコ屋さんのチラシ並みの物を作りたいというふうに思うんですね、インパクトの強いような。

それから、防災無線のほうについては、寿都町の防災無線、私、親戚の家にお邪魔した時に聞いたんですけど、肉声ですからちょっと柔らかい印象があって、非常に好感が持てました。これについてはやっぱりちょっと、合成音声でも研究が必要かなという印象です。どうしても、そのまま公文書にできるような文章を発信するんですね。なかなか、生活習慣の中に皆さん入れて下さいと言っても、私が今、2年前ですけど、体温測れと言われて測ってるんですけど、習慣づけるとそんなに億劫なものではないとそういうふうに思います。体温の計測を改めて入れると。人ごみの中へ行かない等いろいろなものはあると思いますが、どうやらここ数年の間はそういう生活習慣を身につけなきゃ、特に高齢者は暮らしていけないような状況がやってきたと、覚悟を皆さん共有しましょうという呼びかけをしてほしいというふうに思っております。それから、すでに感染して、治ったと言われて退院してきた皆さんをどう接触するのか。生活、接触できるのかという問題もありますよね。保菌してないかと

か、いろんなそういうことがあるものですから、私はその辺の周知って大事ではないかと。併せて、ヨーロッパで猛威を振るってるのはなぜなのかと言ったら、日本のように船か飛行機で移動するわけではないんですね。列車の移動がものすごく、ということで、その患者の追跡、もしくは患者と見込まれるような、検査不十分な人が移動する、つまりトレースしてないということが、２次感染が猛威を振るった原因だというふうに言われてるんですね、報道ではね。なるほどというふうに思うんです。それで、すでに感染したり治癒した皆さんの行動と、それから陽性出た人の行動をきちっと町で把握するということが大事ではないかと。なぜ町なのかと言うと、この業務の主体は北海道ですよ、感染業務の。ところが、私あまり言いたくないんですけど、安倍総理の時代になってから、保健所の統合、削減が進んで、体制は数字で言うと４８％くらい削減されてる、保健所の体制がですね、削減されてると、７年間のうちに４８％ですね。それを誰が補うのか、こういう事態を補うのかと言ったら、やっぱり町村が町民を守ってやらなきゃならないという、健康保険も同じですけど、そういう時代になってきているということだろうと思います。その辺の視点で戦術を編み出した、戦略的にはそういうことだと思うんですけど、その戦略としてそういうことを編み出したということが大事ではないかと。ちょっとまとまりがなくなりましたが、再度答弁頂ければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染を政策として、どう取り組んでいくかというような御質問の中で、様々な個々の御質問を頂いたという分でございますが、まずその中で、感染予防対策と経済対策で、両方、新型コロナウイルス対策の中ではこれまで行ってきました。特に議員から御質問のあった感染予防対策ですね、その部分については、これまでもマスク、消毒液、できる部分について住民に配布をしてきたり、注意喚起という部分も含めてふれあい通信等、更には行政協力員等の文書で周知を図ってきたという経過でございます。その中で、周知方法については今、少し御指摘がございましたので、午前中、難波議員からの御質問もあったですね、簡単なマニュアル的なもの、そういうものを分かりやすく周知できるかどうかというような要望もあったので、今、厚生労働省のほうで、担当のほうから調べた中では、出ているということもありましたので、これに

については年末に向けて行政協力員の文書で、今、議員がおっしゃった、分かりやすさというものを含めて周知をしたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

それと、防災無線の方法についてはですね、今は人的な分ではないという部分があります。その辺の所が、もう少し工夫した部分の中で、機械においても工夫できるかどうか、そういう部分は検討したいと思っている次第でございます。それと、PCR検査の部分でございますが、私、陽性になった場合ですね、これが役場とか児童養護施設とか高齢者施設、そういう部分が仮になって、クラスターが発生するというような状況となった場合には、これは各施設と協議をしながら、やはり公表に向けて、陽性者が出ない、その対策をすべきだと考えております。その中で、議員が先ほど言った、町として、そのクラスターが発生しないための検査体制、そういうものについては、十分検討していかなければならないというふうに考えております。ただし、今の時点においては、それほど大きなクラスターが発生しているという状況ではございませんので、やはり感染予防対策の中ではマスク、手洗い、先ほど議員がおっしゃった検温、そういう部分について十分ですね、町民の皆さんに毎日のように周知はしているつもりなんです、それが慣れてしまって、なかなか自分になった時というような感覚がないという状況となっていますので、非常に、なった時の部分を考えますと大変な状況となりますので、もう少し町民に対して周知を図る工夫はしながら、感染予防対策、その分を周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） まず、どう周知をするかという点で、防災無線を通じた報道について申し上げましたが、それはそのとおりですが、一般に町内会を通じての周知、回覧板の中に入ってる、一人一人の、そのほかにですね、皆さんが集まる所、一番は私はコンビニだと思うんです。それから量販店、農協もスーパーも含めて量販店、これは例えばで、関係者には恐縮なんです、米1グランプリのポスターが山口米店に貼ってるのは分かるんですよ。だけどスーパーにもある、コンビニにもある、飲食店にもある、農機具屋さんにもある、蘭越全部、皆さん貼りだすんですよ。どこ行っても見える、なんだこれってなるんですよ、必ず。だからそういう活用の仕方ですよ。いいポスターであればこそ、私はそういう、皆さんにポスター啓蒙をするということが非常に大事なんでないかと思います。

ね。交通安全に関しては、一時停止とか止まれではなくて、あっ、という字が書いてあるとテレビでやっていましたけど、その発想の転換が必要だと思っています。やっぱり受け身の対応ではなくて、攻めていく対応を、やっぱり指示待ちでやるのではなくて、職員の創意工夫を発揮して欲しいというふうに思いますね。若い職員なんかは無限の可能性持っているわけですからね、おおいに鼓舞激励して知恵を絞り出して欲しいと思っていますね。そういうことをまず一つだけ申し上げたいと思います。

PCR検査のことにつきまして、蘭越は蘭越のやり方があると思うんです。いまだに施設で一人も患者は出てないと私は捉えてますけど、関係者の努力というのは、これは5万円もらったから済むものではないと思いますよ。一灯園の園長は家族の不幸にあたって、かなりの緊張されたと思っております。自分が発生源になる、ならないの問題ではなくて、施設の責任者が患者の源になった時の事を考えると、やはり身の震えるようなそういう緊張感で親を亡くしたと、私はそういうふうに察しております。ですから、施設に対する二重三重のガードをですね、私は、担当者はやっぱり常に接点を持つということと併せて、発症を防ぐ努力と併せて、出た時の対策をきちっと、PCR検査そのほかで対応して欲しいと。併せてそのことを申し上げたいと思います。答弁お願いできれば嬉しいです。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の再質問にお答えします。

前段、1回目のちょっと答弁漏れがあったので答弁させていただきます。感染退院者の取扱いどうするかという部分があったと思います。これについては、証明書を発行できているそうです。その中で、感染から、菌が無いというそういうような部分の中で、ほかからうつされても自分からうつすことはないというような、そういう問題ないという証明書が出せるそうなので、その分の中でそういう証明書で対応取っているということを聞いておりますので、御理解願いたいと思います。

それと、周知の方法について御質問されました。確かに、いろんな公共施設のみならず、町内のいろんな商店等含めてコロナの感染対策を呼びかけ、周知を図るということは大切な事だというふうに考えております。

関係機関とその辺の所は十分調整をしながら、まだ、コロナの感染対策については継続していかなかったらならないというふうに考えておりますので、国から出ているチラシとか周知、そういうものも併せて内部

で検討していきたいというふうに考えております。それと、仮にもしそういう施設でクラスター等が発生した場合についてはですね、まず、第一には保健所の指示によりながら対策を取ることが前提でございますが、町としてその中で側面的に支援することができる部分は何かというのは、保健所等含めながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。私も、各高齢者施設、更には児童福祉で働いている方々が、日頃からコロナ感染予防に最新の注意を払ってやっていただいておりますことに関しては、大変ありがたいし、敬意を表している次第でございます。

町としてまずは側面的に、そういういろんな感染予防の資機材、そういうものが提供できるものは今、3次補正も含めて、どういうことを追加含めてできるか、それは十分内部で検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） この項、もう1回お願いします。

私も外部から見ておりまして、役場の体制はどうなんだろうなど。やることは限られていると。限られている中でどう住民の要望に応えるかという課題は現としてあるんですね。住民の要望は何かというのを捉える手法がですね、やっぱり住民の中に入らないと分からないんですよ。

懇談会、町長、いろいろな意見出てくると思うんですけど、余計な話ですけど、寿都の文献調査の問題だって懇談会では多分、町民の間からあちこち出てきていると。それと同じで、内に秘めたいろんなもやもやを住民の皆さん、全部出すかと言ったら、必ずしもそうでもないんですね。

だからいろんなルートを通じて聞き出すという、生活の不安を、ストレスを聞き出すということは大事だと思うんです。で、それだけにはとどまらないんですよ。クラスターとか感染者がいた時に、どうするかという問題考えなきゃいけないんですよ。今、役場の内部の人事配置を見ると、やっぱり通常の業務を進めていくのに皆さん、もう手一杯だと。それで、じゃあ暇な所と忙しい所が偏在してるのかということ、よくよく見ないと、例えば切符切り終わったら税務は暇だとか、そういう発想は今、できないようになっている、皆ギリギリでやっている、そして残業はしないということですよ。だからこの特別の体制組まなきゃならない時に、どうするのかということはやっぱり町長、頭に置いて欲しいというふうに思うんですよ。よそから応援もらおうというのはもう、例えばどこからもらいましょうか、保育所からもらうわけにいかないからやっ

ぱり関係機関、医療、道から応援もらうとか、なんか非常時に体制を組むとかいろんなことを考えておいたほうがいいと思うんですよ。災害の時でも同じですからね、徹底するためにそういう体制を、人的な充足を高めるといことだろうと思います。このことについて、最後一つだけ。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

非常に、役場の体制について御質問を頂きました。

住民の不安を取り除くために、いろんな場所を通じて聞きながら対策を取るべきだという部分の中で、これは私も十分、町政懇談会というものを行いながら、要望のほかに日頃感じていることとかそういうことも聞きながら対応してますし、広報公聴系の部分の中でもいろんな町民から聞き取りをしたりとか、意見を頂くというようなことをとっていますので、この辺の所については十分、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それと、役場の体制整備でございますが、これについては、新型コロナウイルスの対策本部というものを設置しております。その対策本部の中で、主幹的に行っているのは健康推進課が事務局体制を取りながら、このコロナ体制の感染予防対策という分について行っております。

経済対策とか、いろんなコロナに関する不安、そういう部分については、役場の中で、商工労働観光課長が窓口となって、町民のいろんな不安とか意見、そういうことを聞いて、そして横断的に対策を取るというような体制は取っております。ただ、議員おっしゃったとおり、そのなった時に、対策本部の設置の中でどのように動くかということが十分必要であるというふうに思っておりますので、その点については、実は防災計画の中の感染対策のマニュアルという分があって、各ウイルスが発生した時にどう対応するのかという分の詳細も検討しているという分です。各町村でマニュアル的な部分もありますので、そういう部分を非常に参考としながら、なった時にやはり早急に対応を取るということが必要であると考えておりますので、対策本部を設置して、健康推進課が窓口となりながら、私が本部長として早急な指示を取るという体制の中で、まず緊迫感を持ちながら行っていきたいというふうに考えているところでございます。今頂いた、いろいろ御意見については、また内部のほうで、対策本部のほうでもいろいろ検討しながら、町民に分かりやすい、そして感染対策をきちっと取っていただく、そういうような手法を取ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） それでは2項目の質問に移って下さい。

○9番（柳谷要） それでは、次にまいりたいと思います。

今後懸念される北海道新幹線トンネルでの有害重金属の尻別川汚染について、町長の所見を伺いたいと思います。

掘削土の管理は、工事完了後は町の責任になると聞いております。

有害重金属が含まれている場合、対策土として別に処理されると思いますが、町独自に昆布川や尻別川での指定重金属の検査を行い、環境基本条例の理念に沿った水質汚濁防止事業を立ち上げることができないか伺います。併せて、関係する団体と協力して、今後長期に尻別川水系の系統的な生息動植物の調査作業ができないかについても伺いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の、今後懸念される道新幹線トンネルでの有害重金属の尻別川汚染についての御質問にお答えします。

内浦トンネル幌内工区で対策土が確認された場合の対応方法等については、昨年2回にわたっての議員協議会や、今年の総務文教所管事務調査等において御説明させていただいておりますので詳細は省略いたしますが、幌内工区の延長5,000メートル中、地上からの地質調査が困難な箇所があり、トンネル掘削中の先進ボーリングで、トンネル断面の地質調査を予定している区間がございます。

いわゆるこの区間が、対策土と言われる自然由来重金属等の土壤環境基準値を超える可能性がある範囲であります。今年6月から今日現在で、計7回、約455メートルの区間でボーリング調査を行い、いずれも基準値超過の重金属等は確認されていない旨、鉄道運輸機構から報告を受けているところでございます。なお、施工中調査を予定している区間は、残り180メートルとなっており、来年1月には調査が完了するものと伺っているところでございます。

議員1点目の御質問ですが、まず、今後の施工中調査の結果において、基準値を超える対策土が確認された場合には、鉄道運輸機構は、速やかに町へ報告し、対策土受入地の整備完了後、順次、搬入することとなっております。また、対策土受入地周辺は、鉄道運輸機構により、既に環境アセスメントや地質調査を実施しており、さらに、周辺5か所に井戸を設

置し、地下水の水質を継続的に調査しているところです。

受入地へ搬入された対策土は、重金属等の飛散防止のため覆土などの対策を講じ、併せて、環境基準超過の有無を確認するために、施工後2年間、地下水の水質を監視することとしておりますので、その状況に応じて、検査期間の延長等、鉄道運輸機構と協議してまいりたいと考えております。まずは国の責務として、鉄道運輸機構が受入地周辺5か所で水質を監視いたしますので、そのモニタリング結果を定期的に町へ報告、公表していただくとともに、一方で、尻別川や昆布川の河川管理者であります国や道のほか関係機関との協議、また、他の自治体の対応等も参考にしながら、水質汚濁の防止の観点から、町独自の水質検査方法等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の御質問でございますが、まず、尻別川水系を直轄管理する北海道開発局において、平成22年に尻別川水系河川整備計画が策定され、尻別川流域における水質汚濁に係る環境基準データや動植物の生息生育状況の調査結果等が報告されており、また、魚類、鳥類、植物、昆虫、プランクトン等の生態を調査する水辺の国勢調査を毎年実施し、国土交通省のホームページにおいて公開されているところです。

さらに、河川管理者のほか倶知安警察署及び本町を含む関係行政機関などで構成する一級河川環境保全連絡協議会尻別川部会や後志14町村と広域活動団体しりべしリバーネット、オビラメの会で構成される後志地域生物多様性協議会においては、尻別川の水質汚濁対策や生態系の維持、生物多様性の保全、再生、活用する取組を進めておりますので、今後とも、こういった関係機関と連携しながら、尻別川水系の生息動植物の調査等を推進してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

いずれにいたしましても、本町において基準値を超える対策土が確認された場合には、国、鉄道運輸機構の責務により、しっかりとした対策を講ずることとなりますが、町としても、蘭越町環境基本条例第7条に掲げる基本方針を念頭に、必要に応じて、関係機関と協議の上、対応してまいりたいと考えますので御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 縷々、町長から答弁頂けました。再質問いたします。

私、環境基本条例、一通り読ませていただきました。これは平成14年、非常に膨大で念入りに、崇高な理念をあげて蘭越町の環境を守って

いくという、そういう基本精神が明快に書かれているもので、編さん、作成した職員の努力を本当に評価したいと思っております。

で、実は、対策土と目される重金属の含まれた、およそ10種類と言われてるますが、土が出てきた時どうするのかという、まあ幌内工区につきましては、黒松内町内に存在する、これは内浦トンネルのほうだと思うんですけど、堆積状に重金属が含まれているのは黒松内です。くさび状に含まれているのが蘭越の幌内工区ということですね。これはあと150メートルか200メートル前後でそこに到達すると。いずれ結果が分かると思います。しかしですね、もしどっちで出てきても、私は非常に心配するんですけど、現在、八雲町で工事が止まっていると。なぜかといいますと、結局、対策土はあったんだけども報告してないと。それで地元の自治体が工事の停止をお願いしたということで、現在工事が何か月も止まっているということですね。その根拠になったのが、検査数値が機構のほうでは改ざんしたか、たまたまサンプルがなかったのか知らないけど、270倍と聞いてますけど、270倍ぐらいの重金属の濃度があるのが、ほかの検査機関でやったら検査されたということなんですよ。

つまり信用できないんですよ、機構は。町長は機構を信じる以外ないんでしょうけど、信じる検査機関はほかにもあるんでしょうけど、民間にもあるんですけど、多額の金がかかるということで、やっぱりこれは行政機関でないと、個人では無理だということなんですね。

実は、私も自分で所属している農林組合の全国組織で農薬の検査の機器を、億単位の金ですけど、募金を募って、設置している団体があります。これは八雲町、北斗市が検査依頼をしてデータが分かったんですね。追跡調査したのが、名古屋大学の検査機関、裏付けられたということです。機構と地元自治体の信頼関係が保てるかどうかという瀬戸際に立たされていると。これは、地中から掘り出したものが、空気に触れることによって変質していくと。例えば、硫黄が掘り出された場合は、水と空気と接することによって硫酸が出てくる、そういう分子式でいうとそういうのがあって、出した時はなんでもなかったけど、時間経つにつれて変わっていくということも踏まえて検査する必要があるということですね。

そういうことから言っても、問題は、直接人体に影響あるかどうかの問題はもちろん大事ですけど、長期にわたって河川汚濁が進むという懸念があると。私は、例えば放射能については、羊をそばで買うとか昔かつてアメリカであったような話聞いてますが、やっぱり動植物というのは極めて敏感に植生を変えていきながら死滅に辿るかどうか、生態を維持するためにそういう変化を繰り返すというふうに思っています。

今、尻別川の死に川状態と言いますかね、生き物がほとんどいない、鳥と大型の動植物だけがいるという、これにどう危機感を持つか、私は非常に大事だと思う、トンネルの事ももちろん大事ですよ。だけど、この川をどうやって守るのか、蘭越だけの問題ではない、そういう立ち上げて調べて、今我々のできることをやっていくことを呼びかけるのは、私は河口に近い蘭越の責務だというふうに思っています。そういう観点でぜひ、有害残土の問題も取り組んでいただきたいというふうに思っています。答弁お願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

あの、鉄道運輸機構という部分の中での、信用という部分が出されましたが、町としては、国の機関である鉄道運輸機構の部分の中できちっと調査を行って、その報告の中で適正であるということを、町民のほうに全ていろいろな部分で公表しておりますから、今の中ではその部分を信用しているという考え方を持っております。

今、現在ですね、今日の朝も実は担当のほうに、どうだというかたちで連絡をさせました。そうすると、危ない期間というかその分をやっておりますが、現在も出ていないということです。それで、11月の報告の部分からいくと、まだ若干進んでおりますので、あと100メートルぐらい残っているらしいんですが、1月中にはその結果が出て、重金属が出るかという部分で判明するという、朝ですね、連絡を受けたところでございます。そのようなことから、私は、まずこの鉄道運輸機構の調査部分をしっかり報告を聞いて、その中で対応を取っていきたいというふうに考えております。ですから、仮に有害物質の物質が出た場合ですね、その物質によって対策土におけるいろんな工法というのは出てくると思っています。今は、微量とかそういう分であれば、覆土という部分の中で済みますが、それが有害だというかたちであれば、いろんな対策の方法があって、下にシートを敷いたりとか、いろんな何パターンもあるわけですから、その辺の所は十分検討して、協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

鉄道運輸機構としても、今、仮に出た場合の対策土の用地をですね、水道水の、水道のボーリングをしながら水の調査というものも行うというふうになっております。それと併せて、昆布川については道河川です、尻別川は国の河川ですから、その中で、国・道との協議をもとにそういう

水質、そういう環境、そういう調査というものは進めて、今現在も行ってありますし、今後そういうボーリング、有害物質が出た、仮に出た、そういう場合についてはさらに強化を図っていかなければならないと考えております。一応2年間という調査期間というふうになっておりますが、この辺の所については、その物質、そういうものによってはさらに協議をやって期間を延ばすというようなことも考えられますので、その辺の所は十分協議したいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。黒松内のほうのお話を聞きますと、黒松内町にはその先進に行く作業土というか、途中でもう重金属が出てしまったという部分の中で、更に対応をどうするかということを含めて町のほうで検査というものを行ったということでございますが、今現在、町のほうとしては、あと100メートルくらいの区間でございますが、その部分を十分注視しながらですね、出た場合にはすぐ必要な対応は、すぐ協議をするというような部分での申し合わせもございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 信頼を損ねるような結果が出てきた場合、独自検査の腹づもりがあるかないか、この1点だけ。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。信頼を損ねるというのは、そういう時になってみないとその部分はわかりませんので、今時点では国がやってる、そこの分の事業ですから、それを信じた部分の中で対応を取りたいというふうに考えていますので御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって柳谷議員の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了いたします。

---

○議長（富樫順悦） 日程第5、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。  
提案理由の説明を求めます。金町長。

○町長（金秀行） ただ今、上程されました同意第１号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについての御説明を申し上げます。

１２月１９日付をもって、任期満了となります山内副町長につきましては、平成２８年１２月に選任の同意をいただき、現在１期目でありまして、私の補佐役として、町政を推進してまいりました。

山内副町長は、行政的知識、経験も豊富で、人格が高潔であり、職員の信頼と住民の信望に厚い人柄であり、今後も補佐役として、私と共に町政を担っていただきたいと存じますので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第１号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第６、同意第２号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。金町長。

○町長（金秀行） ただ今、上程されました同意第２号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

１２月１９日をもって任期満了になります首藤教育長から、任期満了をもって退任したいとの申し出がありました。

首藤教育長とは４０年にわたり、苦楽を共にしてまいりましたので、

これまでと同様に仕事をしてもらえないかと、強く慰留をいたしました  
が、町の活性化、組織の活性化のために、後輩に道を譲りたいと私の要請  
を辞退されました。

この様なことから、後任として検討に検討を加えた結果、知識、経験、  
人柄、人格等から、小林俊也総務課長を後任の教育長として任命したく、  
同意を求めるものでございます。

小林総務課長は役場に奉職して29年、この間、保健福祉課介護保険  
係長、健康推進課地域包括支援センター長、健康推進課長等を歴任し、そ  
の後3年間9ヵ月総務課長を務め、現在に至っております。

小林総務課長ならば、本町の教育行政推進のため、重責を担っていた  
だく教育長として一層頑張ってくれると確信しております。

以上、教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関  
する法律第4条第1項の規定により、同意をいただきたいと存じますの  
で、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第2号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求  
めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

ここで、15分間休憩いたします。再開は14時15分といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第1号蘭越町立診療所の設置及び管  
理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただ今上程されました、議案第1号蘭越町町立診療所の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

3枚めくっていただき、提案理由の箇所を御覧ください。

この条例は、現在の蘭越及び昆布両診療所の管理、運営は、条例に基づきまして、診療業務に係る診療報酬や手数料は医師の収入とすることとして、診療所の管理及び運営を医師に委託していたものから、来年4月からは、町が診療報酬等を歳入として管理及び運営を行う新たな町立診療所として開設することに伴い、条例を制定するものです。

では、2枚戻っていただき、条例の概要について申し上げます。

第1条に地方自治法第244条の2第1項の規定によって条例で定めなければならない公の施設である蘭越町立診療所を設置することを規定し、第2条において名称及び位置を定めるものであります。

第3条は、蘭越診療所が達成すべき任務について規定し、第4条は、任務を達成するための診療について規定しております。第5条は、診療日及び診療時間を規定し、第6条は、休診日について規定しております。

次のページになります。第7条は、使用料及び手数料について定めるものであり、第1項は、診療を受けたものは使用料を納付することとし、第2項は、使用料の額は健康保険法他医療保険各法の適用に基づく費用の算定、第3項は、保険外診療、いわゆる自由診療について、その費用を定めるものであり、別表で定めるほか、定めのないものについては、町長が別に定めることとしております。第4項は、契約に基づく使用料等は、契約にて定める金額とする旨を規定しております。第8条は、使用料等の徴収は、その都度徴収することを基本とする旨を規定し、第9条は、災害発生時等の特別の事情があるときは、使用料等を減免することを規定しております。第10条は、診療所の使用者が建物、設備等を損傷した場合などにその損害を賠償することを規定しております。第11条は、診療所の管理運営のため、事務長ほか必要な職員を置くこととしています。第12条は、規則への委任について規定するものです。

次のページになります。

第7条で別表により定めることとした使用料等について規定しております。使用料のうち、予防接種料は、町が予防接種法に基づき接種する乳幼児定期予防接種や高齢者インフルエンザなど、薬価を基準に医療機関との協議で価格を定めて実施しているもの、その他任意の予防接種も併せ、薬価を基準に町長が定めることと規定します。以下、健康診断料ほか

は、現蘭越診療所と同価格を設定しております。

備考として、消費税を加算すること、診断書などの文書を同時に2通以上作成した場合の料金の取り扱いについて規定するものです。

前のページになります。最後に、附則として、この条例の施行日を令和3年4月1日とするものです。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 11条の所ですけど、診療所を管理運営するための事務長ほか必要な職員を置くというふうになられてるんですけど、必要な職員という所の具体的な人数とか、どういう人を置くかということまではここには規定、載せないんでしょうか。必要な職員ということは、最初から必要とわかっていることだったら書いたほうがいいんじゃないかと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 田村議員の御質問にお答えいたします。

現時点では、運営に関わるものの職員として、事務長のみそこに置く予定であります。今後、運営のほうがいろいろと軌道に乗ってきた段階でさらに必要な職員が出てきた場合、今はまだ想定はできませんけど、そういった場合は置けるという条件で規定しているものです。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） それではそういうふうに、始まる当初ということでの規定を書かないと、必要な職員を置くという書き方であれば、随時その後に必要なになってくる人たちを追加するというふうなこともプラスで書けばいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、その所、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 再質問にお答えします。

この規定につきましては、田村議員のおっしゃることも分かるんで

すけど、現在ははっきりしています、元々ここに、運営するために事務長を置いて、今までにない町直営の診療所として運営するわけですので、まず事務長、その後、今まだ想定は、先ほど言いましたけど、想定ができていせんので、業務量に応じて必要な事務職員等を置くということになるということで想定して作っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 病院の運営に事務長、事務局長として、多分ずっと準備されて、今回、事務長として必要だということは最初わかるんですけど、それ以外に今、始まる前の段階で必要ではないかという役目とか、そういうことが想定されない、こうやって具体的に書けないということ自体が、運営スタートするに不安じゃないかとちょっと思ってるんですけど、あまりにも条例に対してここだけ曖昧のような気がして仕方がないんですよ。順次必要なことも出てくるという山下課長の答弁も、とてもそれも分かるんですけど、本当に一番最低限の必要な職員というのは今の段階で分からないということ自体にちょっと不安を覚えます。

そこの所というのは想像もできない、今の段階では想定もできないのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） お答えいたします。

先ほど僕のほうでは、事務職だけの話をさせていただきましたけど、当然、診療業務を行うわけですので、看護師さん、事務員さん、薬剤師さん、そういった方々もこの中に想定して入れてありますので、その中で、先ほど言いましたけど、今は二つの診療所を統合するかたちで進めていますので、その方々が継続をしてお仕事をしていただくという設定で進めていますけど、今後、業務の内容に伴って看護師さんが多くなったり、事務職さんが多くなったり、薬剤師さん、それから職員もそうなんですけど、そういったことも考えられますので、こういうかたちで規定にさせていただきます。御理解願います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 少しだけ補足させていただきます。

条例の中ではですね、少し弾力性を持たせるということで、はっきりしている事務長と、今、担当課長申し上げましたとおり必要な職員、保健師や看護師やあるいは事務員さん、これ、複数人になると思います、これにつきましては、スタートしてから、人数の変更もしかしたらあるかもしれないということで、条例のほうではこういった大きなくくりで表現させてもらってますけど、その次の第12条で、規則のほうでこれらの人数についてはしっかりと定めてまいりたいと、そのように思っておりますので、ぜひ御理解のほうよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。1番、淀谷議員。

○1番（淀谷融） 1番淀谷です。今の田村さんのと関連して御質問したいと思います。今、規則で定めるということで答弁、副町長のほうからありましたけど、この条例の中で職員と書いておりますので、基本的にはここに、運営管理するのは事務長その他の職員と書いてありますが、この診療所の設置ということは、やはりここに医師とか看護師とか、ここで条例でうたわれるべきでないかと思うんですね。基本的には、前は、医者に、先生方に業務を委託していた、今度は直営で直轄をすると、そうすると、医者も職員、町職員ということになりますので、職員定数条例に絡んでくると思うんですね、これは。だから、ここの部分で、事務長、管理運営、あくまでも直営になるということは、医者は町長が任命することになるというわけですから、町長の命に従って、診療所長とか、診療所長と置くのか院長と置くのかわかりませんが、その中で職務が、分掌が決まってくると思うんですね。事務長がここで管理運営すると言いますが、基本的には医師なのか町長なのか、町長が任命すれば上司の命にしたがってやることになりますので、当然、そうすると事務長は、ここでは開設者は町長ですけど、管理者は医者だとなりますので、医者が、事務長は管理者、その医者の、診療所長の上司の命に従って庶務とか、会計の庶務をしていくんじゃないかと思うんです。だから、ここの部分で、さっき言った、規則で定めるは分かるんですけど、ここのなかで事務長ほか必要な職員とうたってるので、ここの診療所はあくまでも、蘭越統合診療所は医師と看護師と事務長なのか、その他の職員なのかという部分を明示すべきじゃないかと思うんですね。これがまだはっきりしてないと、開設4月からするということで、今の時点で事務局体制が決まっていけないということにはならないと思うんですね。やはりそれは、今、診療所にいる職員どうするのか、それが町の直営になるんですから、町の職

員になるのか、嘱託になるのか、その辺を明確にすべきだと思うんですが、その辺の答弁もう一度お願いしたいと思います。よろしく答弁お願いします。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） お答えいたします。

診療所の開設者は町長ですけど、直営ですので町長になりますけど、医療法の第10条に診療所の開設者は、診療所が医業を為すものである場合は臨床研修等の終了医師、ドクターですけど、ドクターに管理をさせなければいけないという法律がありますので、それで、医業につきましては医師のほうに委託をお願いをするという考え方になっています。

そして管理、診療報酬の医療事務、それにつきましては事務員さんとか、それからそれ以外の一般管理に係わるものは職員がやるように考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷要） 今、医療の部分は医者に委託するということですけど、この条例には業務、医療の部分は委託するということはどこの条項にも出ておりません。あくまでもこの診療所は直営でやるということで、先ほど難波議員の一般質問の中でも、町長の答弁の中で、今まで先生に託してたけれど今後は直営でやると言っておりますので、今の答弁ちょっと違うんじゃないかと。あくまでも診療所は蘭越は直営でやると。先生に医療の部分だけ委託するんじゃないと思うんですね。全般を通して町が管理していくということだと思うんですけど、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 再質問にお答えいたします。

上位の法律、医療法で、医業を行うためには医師に管理させなければならないという法律があります。それに基づいて医業のほうは管理していきたいと考えていますので、条例のほうにはその規定は載せていません。先ほど言っていた以前の、この次になりますけど、今行っている条例につきましては、条文の中で、医師のほうに委託するという条文が書いて

ていますけど、それは診療報酬も含めて、歳入とした、収入として管理をしていただくという委託の条文になっていますけど、今回は歳入はうち、診療報酬は町に、その旨、その上で管理運営するという条例になっていますので御理解お願いいたします。

○議長（富樫順悦）　まず淀谷議員、ここでいったん休憩します。  
どうも答弁がかみ合っておりませんので。

○議長（富樫順悦）　再開しますけどいいですか。淀谷議員いいですか。  
それでは再開いたします。１番、淀谷議員。

○１番（淀谷融）　もう一度聞きます。医療法の第１４条、その文章もう一度、ちゃんと読んでいただけると。

○議長（富樫順悦）　山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸）　はい、医療法の第１０条になります。

第１０条第１項で、第１項、第１０条で、病院または診療所の開設者はその病院または診療所が医業を為すものである場合は、臨床研修等終了医師にこれを管理させなければならないというふうになっています。

○議長（富樫順悦）　淀谷議員。

○１番（淀谷融）　だから、管理するのは、今の医療法の第１０条の第１項の中で臨床研修を受けた人でなければならないと、管理者と。だから、今回、直営でやるということなんですから当然、僕ら思ってたのは今までと違って、先ほども町長の答弁の中でも直営でやると言っていたので、当然医者も、町のひとつのからくりの中でいくと。その中で、医療法で言えば、開設は町長ができるとあって、管理者になるには医者でなければならないと。だから、今回は、その先生たちを町職員として採用して管理者として使っていくんだと思っていたんです。今の答弁聞くと、医療業務については、その管理者は医者でなければならないから委託業務にするんだ、というふうになっているんですけど、そうであれば、この設定の部分であれば、その医療部分について、管理者部分、そうしたらここで言う、なんて言うのか、運営された場合に、医療と事務がバラバラになるわけですね。医療は一般、職員、町です。医療は先生たち

に委託してるからと。じゃあ先生に委託してた部分の管理者は事務長に対しての命令権というのはどうなるんですか。あくまでも、事務局長は町の職員だと。一般の筋から言うと、上司の命に従って、我々は従っていくというわけですから、じゃあ、その診療所の上司というのは誰になるんですか。町長なんですか。医者なんですか。そこちょっと、もう1回聞きます。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） お答えいたします。

開設者はあくまでも町長ですので、管理運営に係るものについては町長の命じた管理者、それと、医業については医者のほうに委託をかけておりますので、それで3人、予定してますけど、その中で管理者として開業届の医院長、院長にあたりますけど、院長は誰になるかという届出は必要になりますけど、開設者は町長になりますので、管理運営全体に係わるものについては町長の命によって行われます。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） ちょっと納得いかないんだけど、あくまでも町立でやるということであれば、先生も町の職員として、町長が任命をして使うということにならないんでしょうか。その部分だけ委託する、たまたまその医療法の10条1項というのは、管理者は医者でなければならないという、だから、ならないから町にした、委託したということではなくて、あくまでも、先ほどの答弁の中でもあったんですけど、今後は先生の業務委託じゃなくて、直営でやるということでは言われてたんで、大半の方は、町が全部、医者も抱え込んでやるんだろうと思っているのではないかと。僕は初めて今日聞いて、管理の部分は直営で、医療の部分は先生に委託するんだよという答弁でした。そういうふうに皆思っていないような気がするんですけど、じゃあ、医療の部分に対しては委託するんですから、町としては何も口が出せないということになるのか、だから、先生3人と委託契約して、その3人の中で、多分今申請してるから、管理者誰、ということで1名の人出してると思うんです。そしたらこの条例の中で、委託してもいいんですが、この診療所には、診療所長と医師と看護師、何人というのは今、ここで条例の設置されるときに提案されるべきだと思うんですよ。これ、まだ未確定ということでもあります。そしたら、今の時点で管理運営するにしても、その管理運営する部分でその職

員は先生に委託するという方法でやるんですか。町が雇うんですか。どっち側なんでしょう。だから、その職員の部分だって、町で負担するとなれば、その中に人件費が絡んできます。医療の部分だけの委託というのは、本当の医療業務だけなのか、それとも職員の、これから使う看護師とか、薬剤師とか、それらに必要な職員、ここはどこが、町が持つのか、それとも委託費の中に、委託業務の中にそれも含めてやる、それやると前とまた同じような感じがするんですけど、その辺はどうなってるんでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 直営というのは、町が、町の会計で歳入歳出を町がしっかり持って、そこで町が直接運営していく、そういう意味で直営、直営と私も言っております、その中で一部、先生に対する報酬に対しては委託業務という、そういう歳出になるということで、もちろん、施設の維持管理の時に掃除やなんかをする時に、ある事業所に掃除管理なんかを委託するというのも、直営の中の一つの委託だと、そのように考えておりますので、まずそこは整理していただきたいなと思っております。その中で、先生をですね、実は、先生以外の看護師やそれからほかの事務職員については、町の会計管理任用職員ということで、町が採用すると。ですから、この方たちは町の職員になる、まあ事務長もそうですけど、なる、あくまでも先生の部分の報酬については、それは先生と、個々の先生方と委託契約を結んで、年間報酬を払っていくと、そのようなかたちになります。

まあ、淀谷さんが淀谷議員が言われるですね、町がやるんだから、先生方も一気に職員にしてしまえばいいのではないかという話ももちろん、検討しましたけれど、膨大に報酬が高い中であって、町の仕組みの中で先生を職員として採用するということが、極めてなんて言いますか、いずくらしい部分がありまして、それでさっき、担当課長が言いましたように、医事法の中でそれが可能だということがありましたので、そこは先生と委託契約結んで報酬を払っていく、そういう中にあります。ですから、医療に関しては先生がしっかりと対応していきますし、その他の、くどいようですが看護師や事務職員は町の職員として先生に仕えていくと。そんなかたちで直営で運営していくと、そんなふうなことで御理解頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。回数的には済んでるんですけど、まあいいです、質問してください。はい、淀谷議員。

○1番（淀谷融） そしたら、ごめんなさい。今、会計は町で持つということで、委託、診療業務だけは先生に委託すると。そうすると、委託業務契約ですよ。じゃあ委託料で払うということですよ。じゃあその委託料というのは先生の報酬、その診療報酬というのは全部町のほうに入ってくる、じゃあその先生のほうに委託、まあ委託業務、委託契約だから、それぞれ3人、分かりませんが、3人おられたら3人の先生と業務提携をして、その先生に委託料として3人分払っていくということで理解してよろしいのかなと分かっておりました。

それともう一つ、やめておくか、いいです、いいです。

○議長（富樫順悦） 答弁は。

○1番（淀谷融） いいですか。そしたら最後、職員のことの部分について、自分の中じゃさっきから定数管理と、定数の職員であれば、条例の定数、定数条例の中に入ってくるという部分でずっとこれから出てくるんだと。それから、今の時点でどのような、まだ想定、これからどうなるかわからないということなんですけど、来年の3月、4月に向かってという分ありますので、その分は早急に内部を詰めていただきたいと思います。それと、第7条の部分でちょっと話しておきたいことがありまして、第5項、さっき4項と言ったか、ここの持ってる部分で第5項の部分で、各項の規定に関わらず、契約に基づく使用料等の額は当該契約の定めるところによるというふうなうたってあるんですけど、その部分の、契約に基づく使用料等のというのは、どのようなことを想定しているんでしょうか。お教えてください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

町立診療所の新しい開設についてはこれまでも、常任委員会の中で説明をさせていただいて、町の方向性についてはこういうかたちで行っていきたいということで示しているところでございます。

そのような中で、今、運営体制については、準備室ということで山下健康推進課長を、室長として兼務させながら現在の病院の先生、更には事

務職、看護師等とも協議を行いながら、勤務状況、体制等をほぼまとめたところでございます。そのような中で、今、この条例を制定をさせていただいて、後で、規則という部分の中で、様々な詳細についてはうたっていますが、3人の先生、それと今の看護師等について、現職員を継続して採用するというような部分でこれまで協議をしております。その中で、どうしても新年度で、新たなほうに行かないで退職するという方も数名いましたので、その中で今、体制でやっていけるかどうか、その分が不足していれば早急に、今、募集をして補充をする、そういう所まで今、進めているところでございますので、議員のおっしゃってる部分の中では、まだまだ足りない所があるのではないかとということも十分理解しているところでありますが、内部ではその開設に向けて、人員体制、更には備品等も含めた部分で現在は進めているということで、御理解を願いたいと思います。後段の部分については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 第7条の第5項の、契約に基づく使用料の想定なんですけど、現在、蘭越の診療所におきまして、後志の産業医の医療機関から、町内事業者の従業員の健康結果をチェックするという契約を結んで行っていますので、そういったことを想定して作ってありますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

いいですね、淀谷議員。いいですね。ほかに質疑ありませんか。

はい、9番、柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと私の先入観ですっと見送りをしてきたというのがあって、今回わかったんですが、診療業務については委託診療というふうに今捉えたんですけど、例えば、所得補充のために過疎資金のソフトを使ったりしてる、その法律的な根拠っていうのは委託業務なんですよ。それは、医師の診療報酬の中から十分捻出できない時に、別途、町の財源でもって医師の所得を保障してあげないといけないという発想は、継続してなされるということですか。また、財源は国のそうした起債そのほかの手当をできるのかどうか、この二つ伺います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 財源の関係なんですけど、柳谷議員言われるように、過疎ソフト、今あてがってるような状況なんですけど、過疎ソフトの事業としては、事業費、御存じのとおり、ある程度額の限度額がございまして、うちの町だと今年度7,500万くらいだったと思います。その額が限度額です。そのソフト事業をどこにあてがおうかということにはなと思うんですけど、委託業務になった場合、充当できるかどうか、これはまたちょっと今検討中ではございますけど、なんとかなるかと思いますが、過疎ソフトの今の状況といたしまして、なかなか、今までは超過額以上に借入等もできたんですけど、現在その7,500万程度、限度額が止まっております、なかなか余分に借りれないということもございます。過疎ソフト、ほかの事業でもいろいろあてがってる事もありますので、ここにあてがうかどうかというのは、また別に考えていかなければならないなという状況だということで今、答弁させていただきます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私の浅はかな知識でいくと、昆布診療所開設の時の議論を思い起こすわけですが、直接診療か委託診療かで、かなり赤字の時の財源確保というのは変わってくるわけですよ。だから、医師に十分な報酬を保障するということになると、財源の確保を今から頭に置いておかないと、やっぱり財政的には大変なことになると思うんです。

その辺の所、どういう見通しでこの条例になるのかお願いしたいと。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 今ですね、予算、ちょうど提出してもらっている時です。それで今回、来年度予算に向けての診療所の財政のある程度の額は出してきてると思ってます。まだちょっと見てないのであれなんですけど、今後精査してですね、多分、財源不足等が生じるようであれば何かしらの充当していかないといけない。過疎債のソフトをそこに入れていく可能性もありますし、いろんな財源気にしていきかなきゃならないなと思いますけど、今現在ですね、予算のほう出していただいて、支出に関しても、どれだけの経費の削減等もできるかも踏まえて、ちょっと財源のほう十分考えていきたいと思っていますので、御理解頂ければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 再三あれなんですが、直接診療じゃなく委託診療だと、だから町の専門職の給与体系も変わってくるのかと私は思っていたんですよ。委託診療だと聞いたので、それであれば、淀谷議員の指摘のように報酬、待遇のこともそうですけど、管理体制の問題、全部あれなんですよね、今までの、私も発想の組み方を変えねばならないという、勉強不足と言えは確かににそうなんですけど、その辺の所を留意してやっていきたいと思うんですが、もう1回、町長からお願いしたいと。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の質問の時に私が言ったという部分の中で、町立で診療を行っていきますということです。今までは、先生に運営部分含めて、全て任すようにして、その分所得の保障をしていたという分でございますが、今度のやる部分については、町で全て運営をしていくかたちになります。ですから、先生に対しては、その先生の報酬を委託として払っていきますが、その委託料含めて、全、この診療所の運営というふうになると、1日50人の患者の歳入と全ての報酬、職員の人件費等を含めると、私はその分の中では、歳入歳出の中で均衡を保てるというのは難しいと考えております。ですから、先ほど答弁でもお話しましたが、1次医療を守っていくという部分の中では、やはり町からの財源を入れてですね、行っていかなければ、今これからの部分はなかなか難しい状況にあると。医師不足の中で、町の中では二つの1次医療を運営できている病院がある、そして2次医療圏で倶知安厚生病院があるという、どちらかという医療体制については、私は今の現在では恵まれている状況にあるというふうに思ってますので、そこを守っていくためにはいろんな財源も活用していくということは必要でございますし、やはり職員共々、努力してまいりたいと思っておりますが、先生を確保して、そして1次医療を守っていくという部分の中では、繰り返しになりますが、やはり町からの財源を入れていかないと運営は難しい状況、ですから、当面部分においては、4月から開設はしますけど、その歳入と歳出の部分の中では、歳出のほうが上回る状況にありますので、そこに歳入の財源を入れていく、そういうような体制で行っていかなければ当面難しいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。7番、難波議員。

○7番（難波修二） 簡単なことを2点確認させていただきたいと思います。4条と5条の関係です。診療科の事なんですけど、以前、所管事務調査の際に、診療科については内科、外科、小児科、それからリハビリテーション科とこういうふうに説明受けたと記憶しております。で、リハビリテーション科ですけれども、現在、蘭越診療所でやってるかどうか、あまり行かないのでわからないんですけど、図面を見ますと、リハビリ室がありますし、やっていくんだろと思うんですけど、リハビリテーション科を正式に診療科として配置をするということであれば、その専任の技師というんですかね、リハビリテーションの、何とか何とか技師というのがいると思うんですけど、そういう方を雇用してやっていくという、そういうことで考えておられるのか1点確認をしたいと思います。

もう一つは、診療の時間と言いますか、この辺はどうなるのかなと考えてみてるんですけど、1日当たり二人の先生でローテーション組んでやっていくということだったと思うんですけど、私も昆布診療所にかかってますので、自分が定期的に診察を受けに行くときに、自分の担当医の方を指名するシステムというんですかね、いつ、午前午後、いつ行けばその先生に診てもらえるのかという仕組みが、どういうふうになるのかなとちょっと気にかけてるんですけど、例えば、1回行って次はいついつ、とやり取りで次の時にいつおいでということを決まることもあると思うんですけど、人によっては長いスパンでふた月に1回とか、いろいろあると思うんですけど、そういうあたりの、自分の担当医と、来院した時に受付で何々の先生に診てもらいたいというようなことになるのか、行った時には今日はその先生が担当じゃないなとか、いろいろあると思うんですけど、その辺のシステムをどういうふうにやられようとしているか、もし決まっていればちょっと教えて欲しいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 難波議員の御質問にお答えいたします。

まず、リハビリテーション科の技師の関係ですけど、現在、高階先生が診察しております蘭越診療所では、医学療法士さんという方はいませんので、それで、超音波のマッサージ器、それから牽引器、そういったもの

で医療を行っている現状ですので、そういったものの器具をそのまま移設、また新しいものに更新しなければならないものもあるものですから、そういったものを設置して対応していく予定でいます。

それと、担当医の件ですけど、まだ詳細までは決めていないんですけど、月曜日から土曜日まで勤務になりますので、午前中は2名、午後と夜につきましては1名の勤務でローテーションを組んでいきたいと思っていますけど、土曜日も医師が1名、午前中で、対応するよう医師とも協議してありますが、勤務が全て固定できればいいんですけど、やはり少し、一部交代が必要になるケースがあるということで、そういったことでひと月前、もしくは早ければふた月前、掲示板に貼り出してお知らせをしたいと考えています。それと、診療所の中ももう少しで出来上がってくるんですが、そこにもドクターの勤務表も掲示して対応するようにしたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 後段のほうは理解しました。

リハビリテーション科なんですけど、正式な診療科としてリハビリテーション科を設けますよということになると、きちんとトレーニングをしてくれる人がいて、そういうことがなされるのかなと思うんですけど、今のお話ですと、今、蘭越診療所でやっておられる程度の事を継承していくと、そういうことですか。正式な、手足を伸ばしたり縮めたりというリハビリをやるというようなものではないと、そういうことでいいんでしょうか。もう1回。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） お答えいたします。今、難波議員がおっしゃるとおり、今、蘭越診療所でやられているものをそのまま引き継いだ形で運営をしていこうというかたちで考えていますので、そこで使っているリハビリ機器、3種類になるんですけど、牽引と超音波の診療機、それとローラー式、今ウォーターベッド式なんですけど、それに変わりましたけど、全身をもみほぐす機械、その装置を使った診療を行うということで進めていますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１号蘭越町立診療所の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第８、議案第２号蘭越町立診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただ今上程されました、議案第２号蘭越町立診療所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙をめくって、提案理由の箇所を御覧ください。

このたびの改正は、町が運営する新たな町立診療を開設することに伴い、この条例に規定されている蘭越及び昆布診療所を削除し、これまでと同様に医療業務に係る診療報酬や手数料は医師の収入として診療所の管理及び運営を医師に委託する蘭越歯科診療所について規定するものとするため、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料①の新旧対照表を御覧ください。

下線部分が改正となります。

題名を蘭越町立歯科診療所条例に改め、第１条中「蘭越町立診療所」を「蘭越町立歯科診療所」に改めるものです。

第２条の表を「名称 蘭越歯科診療所」、「位置 蘭越町蘭越町２５３番地」に改めるものです。

第３条第１号中「医療の提供」を「歯科医療の提供」に改めるものです。

第５条中「医師、」を削るものです。次のページになります。

附則により施行期日は、令和３年４月１日からとし、経過措置として、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の蘭越町立診療所条例

の規定により徴収する使用料及び手数料については、徴収が終了するまでの間は、なお従前の例によるものとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町立診療所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第3号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただ今上程されました、議案第3号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

表紙をめくって、提案理由の箇所を御覧ください。

今回の改正は、印鑑登録証明書を発行する際に行う印鑑登録原票の複写に関するものです。現在の印鑑登録原票の複写は、いわゆるコピー機によるコピーであります。令和3年1月からは、これに加えて、いわゆるスキャナーで読み取ったものを住基システムに取り込み、そのシステムから印刷、出力したものを使用できるようにするため、所要の改正を行うものです。

では、参考資料②を御覧ください。アンダーラインが改正箇所です。

第14条第2項中、複写の次に、かっこ、印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの出力を含む。かっこ、を加えます。

附則としてこの改正条例の施行日を令和３年１月１日とするものです。  
以上で説明を終わります。  
よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第３号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第１０、蘭越町国民保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） ただ今上程されました、議案第４号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する法律等が令和２年９月４日に公布されましたことにより、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料③蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により、御説明申し上げます。

第２３条は、国民健康保険税の減額についての規定でございまして、平成３０年度の所得税法改正により、令和３年１月１日施行の個人所得課税の給与所得控除及び公的年金等所得の控除額を一律１０万円引き下げ、基礎控除の控除額を１０万円引き上げの見直しに伴い、国民健康保険税の低所得世帯に係る軽減判定所得基準規定の整備が図られました。

国民健康保険税の算定は、応能割といわれている、担税力に応じて負担する所得割と資産割、応益割といわれております、受益に応じて負担する、均等割と平等割を合算して求める仕組みとなっておりますが、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合は、応益割の部分につきまして、軽減措置を講ずる制度が設けられております。

軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額33万円を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に、10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

このままでは、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、見直し後において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、見直しされたものでございます。

現行制度の軽減判定所得計算式と改正後の軽減判定所得計算式は、御覧のとおりでございます。3ページを御覧願います。

参考までに、例1は、夫婦共働きを例にいたしました、判定所得計算でございます。この例では、現行制度、改正後の制度におきましても、2割の軽減に該当するものでございます。

次に、4ページを御覧願います。

例2は、65歳以上の給与・年金所得者を例にいたしました、判定所得計算でございます。この例では、給与所得と年金に伴う所得があることから、10万円の所得金額調整控除が適用となり、現行制度、改正後の制度におきまして、5割の軽減に該当するものでございます。

なお、参考までに、給与・公的年金等の所得者以外の所得の方は、基礎控除額が10万円引き上げに伴い、軽減判定所得に影響がありますことから、令和2年度の国民健康保険税当初課税時で算定をいたしましたところ、5割軽減から7割軽減となる世帯は、6世帯該当、2割軽減から5割軽減となる世帯は、4世帯該当、2割軽減で新たに1世帯該当するものであり、税額では、11世帯で198,400円の減額となりました。

次に、2ページを御覧願います。

附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございまして、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定が整備されたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するものです。第2項では、国民健康保険の課税に係る適用年度を定めております。以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） ここで、１０分間休憩いたします。

再開は１５時２５分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第１１、議案第５号蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） ただ今上程されました、議案第５号蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。この改正につきましては、現在、蘭越町全域は景観法第１６条の規定に基づき、北海道景観条例、及び北海道景観計画により、羊蹄山麓広域景観形成推進地域として指定され、開発行為の規制等、北海道への届出対象行為が適用されているところでございますが、将来にわたって蘭越町内での開発行為に伴う景観形成が懸念されることから、北海道条例等に基づく開発行為の適用を受け一方で、町独自の規制として、町と事業者との事前協議、事前景観調査、住民説明会の開催、環境審議会での審査等の必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。それでは、参考資料④を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

初めに1ページ、目次でございますが、第3章、景観づくり協定（第30条から第32条）を、第4章景観づくり協定（第38条から第40条）とし、各章を順次繰り下げ、第2章の次に第3章開発事業の適正化（第30条から第37条）を加えるものです。次に6ページをお開きください。

第5章中、第35条を第43条とし、5ページをお開きください、第34条を第42条とし、第5章の雑則を第6章といたします。

次に、第4章中、第33条を第41条とし、第4章の、助成を、第5章といたします。次に、第3章中、第32条を第40条とし、4ページをお開きください、第31条を第39条とし、第30条を第38条とし、第3章の、景観づくり協定を、第4章といたします。1ページに戻ります。

第2章の次に、第3章開発事業の適正化を加えるものでございますが、第30条は、開発事業の協議で、景観法第16条の規定により景観行政団体の長、（北海道知事への、2ページに移ります、届出をもって開発行為を行おうとする者、以下開発事業者という）、は、当該事業の内容及び工事施工方法等について、町長との協議を定めています。

第31条は、事前景観調査で、開発事業者は、前条の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査、（以下調査という）を行うものと、定めています。

第2項は、調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行い、報告書の提出を定めております。

第32条は、説明会の開催で、前条第1項による調査を行った開発事業者は、第30条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について、関係住民等の理解を得るため、説明会を開催しなければならないと定めております。第2項は、開発事業者は、説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の10日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならないと定めております。第3項は、開発事業者は、説明会の開催に当たり、町職員を立ち合わせなければならないと定めております。第4項は、開発事業者は、説明会を行ったときは、遅延なく、その結果を町長に報告しなければならないと定めております。第5項は、開発事業者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と景観に関する協定を締結するものと定めております。

次に、第33条は協議の審査で、町長は第30条の規定による協議があったときは、前条の説明会における関係住民等の意見を勘案したうえで審査するとともに、必要に、3ページへ移ります、応じ、蘭越町環境審議会の意見を聴くものと定めております。

第34条は、助言又は指導で、町長は、前条の規定による審査の結果、景観づくりのために必要があると認めたときは、開発事業者に対し、必要な対策を行うよう助言し、又は指導することができることを定めております。

第35条は、町長の同意で、町長は、第30条の規定による協議について、助言、若しくは指導を行う必要がないと認めたときは、開発事業者に対し、速やかに、開発事業に同意する旨を通知するものと定めております。第2項は、町長は、前項の規定により同意する場合において、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができることを定めております。第3項は、町長は第30条の規定による協議について、町の景観に著しく支障があると認めたときは、開発事業者に対し、速やかに、開発事業に同意しない旨を、通知するものと定めております。

第36条は、勧告で、町長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当し、町の景観に著しく支障があると認めたときは、当該事業の中止、若しくは原状への回復又はこれに替わるべき必要な対策を行うことを、勧告することができることを定めています。

ただし、第1号、第2号の勧告をするときは、事前に指導を行うものとします。第1号第30条の規定による協議を行わないとき、第2号第32条第1項の規定による説明会を開催しないとき、第3号第34条の規定による助言又は指導に従わないとき、第4号第35条第3項の規定による同意しない旨の通知を受けた開発事業者が、当該事業に着手したときと、定めています。第2項は、町長は、前項の規定により勧告をした場合において、景観上必要があると、4ページへ移ります、認めるときは、開発事業者に対し、当該勧告に基づいて行った対策について報告を求めることを定めております。

第37条は、氏名等の公表で、町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくして、その勧告に従わないときは、蘭越町環境審議会の意見を聴いた上で、当該勧告に従わない者の氏名及びその内容を公表することができることを定めております。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） はい、10番です。この条例の改正につきましては、乱開発を防ぐ意味もありまして、評価をさせていただきます。

これによって転売目的、将来的には所有者不明とかそういうものが減っていくような気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。その中で質疑をさせていただきますが、1点だけです。

31条の景観上影響の及ぼす恐れのある地域を対象として、とありますが、この地域というのはどこかの特定の地域を指してるんでしょうか、それとも単なるこのような書き方なのか、ちょっとここについてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） この31条の、景観上影響の及ぼす恐れのある地域でございますけど、特定の位置を指すものではございません。

蘭越町全域の中でそういった、今多いのは日出、湯里地区と言った所は確かに多いですけど、蘭越町全域でそういった所の及ぼす地域を指しておりまして、特定の地域を指しているものではございませんので、御理解願ひます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） そういう中で、この事前景観調査というのが生きてくるような気がします。いろんな5G、その他いろんな基地局、また風力発電等のそういう、電柱と言いますか、そういうものを通す、そういういろんな景観についてのものが出てきます。また、当然、日出、湯里地区、非常にすばらしい景観がある所を守りながら発展させていくということが非常に大事になりますので、十分に事前調査があるということを糧に必要なものと重要なものを十分に審査をして、今後それらの変化について十分対応していった欲しいと思います。これについてどうでしょう。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） 質問にお答えします。

加えて、道の基準になります、環境条例のほうの基準に基づいて、その一方で規制するものでございます。羊蹄山ろく地域では、高さ10メートルという規制が、帰省が厳しくなっております。例えば先ほど言った

5Gの鉄塔だとか、そういうのも含めて、こういう高さの規制には入ってきますけど、これは決して許可を取れば、同意をすればできないというわけではないんですけど、こういった所については道の景観の基準等、しっかり勧告等もありますので、その辺の景観調査をしっかり見極めながら、町としてもこの条例と併せて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3番、田村です。

二つお伺いいたします。提案理由の所で、将来にわたって蘭越町内での開発に伴う景観形成が懸念されるということなんですけど、現在、何か問題に提起されているような開発があるかどうかの一つ、それと二つ目は、道の景観条例や羊蹄山ろくのいろんな規定など、事業者の責務として規定されていると思うんですけど、それ以上の、この度のこの町この条例を追加するということは、そこは必要なのでしょうか。

そこの2点です。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） 今現在の実態としては、開発行為の、16条に基づく開発行為の届出というのは、道に対しては具体的に来ているものは今の所ございません。ただ、1万平米以上の、平方メートル以上の土地売買の届出、これに関しては近年すごく多くなっているところでございます。一団地として、1万平米以上の土地の売買が多くなるということは、それだけこれから開発行為に出てくるという懸念にはつながってしますので、これからそういった意味で、道への届出を出す前にですね、この事前景観調査だとか住民説明会、これらをしっかり町と協議した上で、道への届出を出していただくといったような流れで考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

2点目でございますけど、今回、景観法の16条の、繰り返しになりますが、北海道の届出の行為が必要な種類としてですね、建築物、工作物、開発行為の3種類がございます。その内、今回の改正につきましては、あくまでも開発行為について町独自の規制を強化するものでございます。そういった意味で開発事業者に対して、事前景観調査や住民説明会、それから環境審議会での審査、あと、町長等の同意制、場合によっては勧告だとか氏名の公表、これらといった措置を入れて、規制を強化し

ていくものです。従いまして、建築物、工作物についてはですね、これまでと同様に道の厳しい基準ではございますけど、高さ１０メートル、延べ面積１，０００平米以上の適用をもって、この基準をもって、建物の色彩等、これらの規制が道の基準厳しくなっていますので、これらの適用を受けるということで、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○３番（田村陽子） 今現在では具体的には無いけれども、将来の懸念されるということで、町で開発がされる前の段階、道に届ける前段階での条例として、きっちりそこを抑えて蘭越の町の景観を守ろうという条例だと捉えていいということですよ。じゃあそちらのほうで理解しましたので、結構です。

○議長（富樫順悦） 答弁はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。９番、柳谷議員。

○９番（柳谷要） 景観条例については、私の認識ではほとんど、ザル法だっている認識をしております。つまり、まず１点伺いたいんですが、景観という、かぎカッコ付きの言葉の定義について、まず伺いたいというふうに思います。それから、主に人口、通過人口、通行量の多い、大多数の町民や通行者の認識が、これはまずいと思う景観もしくは開発行為を、これは条例にちょっと違反してるのと言えるかどうかですね、大多数というのは景観条例の一番基本だと思うんですけど、その辺、例えば、交通量が多くない山奥を、今回なんかもそうなんですが、今、太陽光発電とか、風車もそうですけど、特に太陽光発電については敷地をかなり取る。で、雑木林を一斉に裸山にする。現に私の水田の地先にもあるんですけど、町道の排水トラフが土砂で埋もれてると。よくよく見たら、コルゲート管が同じくらいのサイズにトラフの上に置かれて、その上に土砂をただ堆積しただけで、横断溝を作ってる、横断溝ですね、という、非常に粗末な工事ですね。これは、総務課で、とある職員に写真撮っておくように言ったんですけど、その後何も対応の返事は聞いておりません。

で、やはりニセコ山系の、これ観光地でありますから、１，０００メートル以下の規制は、道の規制は非常に厳しいというのはよく分かります。しかし、同じニセコ山系に属する蘭越町でも、海沿いとか、ニセコ山系の山以外、例えば幌別岳山系、目名方面、これ該当するのかどうか、その事

をもう１点、伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） 景観についてですけど、ここで言っている景観は、まず景観法第１６条に掲げる景観形成区域内ということの定義になってるんですけど、この蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例の制定、１７年に制定してはいますが、景観の定義として廃棄物の適正化だとか、生活環境の保全、これに基づいて開発事業の適正化、いわゆる景観の良好な景観づくりを図るというのはもちろん、それを目的として運用しているということなんです。これによって、届出についてはですね、繰り返しになって大変恐縮なんですけど、建物、それらについては羊蹄山ろくの広域景観形成推進地域と言って、一例をあげると高さ１０メートル以上、延べ床１，０００平方メートル以上が届出の対象となっていること、加えて羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳等含めて周囲の山並みや、あと建物の色彩の調和ですね、この辺も道において厳しい規制がされているところです。議員、御質問の羊蹄山ろく７町村には、当然、港地域、蘭越町全域のことを示していますので、こちら全町内に対してこの条例を適用することになりますので、よろしく御理解のほうお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。５番、永井議員。

○５番（永井浩） 道の条例を超える条例をつくることはできないですけど、勧告をします、悪いことをしたらね、要するに予定外の事をしたら勧告しますよ、それから勧告に従わない場合は名前を公表しますよ、ここまでしかやっぱりできないんですか、原状復帰の命令は多分出すと思うんですけど、実際あったのは、蘭越町が売買した、譲渡したチセのスキー場の表面ですね、勝手にやっちゃいけないよと言うのに、障害物を取るように表土を、地肌を取ってしまったと。その後、原状復帰、だめですよ、道も入って原状復帰しましょうって言って確かに名前も公表してるんですけど、これに罰則規定というのは、上の法律でもないものか、ここまでしかないものなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） 罰則規定のほうなんですけど、私もいろいろ

ろ、内部で管内の状況、それからいろいろ調べました。正直言えば、御指摘のとおりですね、ここで勧告という意味の捉え方の定義としまして、これ例えば相手方、開発事業者がですね、私どもこちらの町の条件を自ら進んで受け入れることを前提とするという、そういうものであって、実際これ法的拘束力はありませんけど、町は事実上そういった強制力を持つんだといったことで、この勧告ということで、力強くここで相手方に対応してまいりたいと考えておりますので、そういった意味で御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） そのこの所、僕もちょっと調べたんだけど、やっぱり勧告したらどうなるんだということがなかなかないんですよ。例えば、計画について勧告しました、やめて下さいって言って、それでも無視してやっちゃった場合、氏名の公表だけでいいのかってやはりあるんですね。それに基づいて、上の法律、道の条例に基づいてちゃんと直しなさいって言うても、これ、観光条例ですから、あくまでも自然相手ですよ、なかなか自然を原状復帰、戻すというのはなかなかできない。時間もかかる。当然、自然は自然に任すしかないんですけど、そのこの所っていたたまれないんですけど、じれったいんですけど、やはりここまでしか、ここまでの法律しかない、逆に言ったら作れない、それ以上の法律を作れないということなんでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） お答えします。

これ、御指摘のとおり、町としての考え方として、先ほど言ったとおり、事実上の強制力ということで、それ以上のことを仮にやろうとする場合はですね、今の行政長団体が北海道知事になってますけど、この団体、北海道知事から外れて行政長団体になることというのは、けっこうハードルが高いんですけど、そういう可能性はできます。ただ、そこを目指して、行政長団体に町が独自になって、それを規制するという所までいきますとですね、今の段階では物理的にそこまで必要かどうかという協議もありますので、現在の所はこういった、法的拘束力はありませんけど、勧告という言葉の中でこういう取扱いで条例を制定してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） やはり大変難しいことなのかと思います。ということはどうか、目を、皆様方、行政の方々が常にアンテナを張って目を光らせてもらわないと困るということになります。というのは前、建設常任委員会、経済建設で調べたんです、水源地の周辺の土地の買収とか、知らないうちにその辺買われたということがやっぱりありますので、また、甘露の上が、外国資本に買われていたということもあります。

景観条例イコール、自分の町内の土地、自然を守るということ、それから権利を主張するということは大事だと思いますので、大変かと思いますが、事前にアンテナを有効に張って、管理していただきたいと思います。その辺について、そういう部門はあるのかなのか、確認します。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） お答えします。繰り返しになりますが、こういった事業者が事業計画をもって開発行為をするとなると、まずその前提として、議員、御指摘のとおり、インフラ、道路排水、河川浄化槽用地、水道、様々な樹木の伐採だとか、関係機関との協議が必要となるものと理解しております。そういった中で、うちの町としても各担当部局との協議も必要となりますけど、実際に道への届出、16条の届出をする前にですね、今回の条例は事前の景観調査、または住民説明会、そしてこれの説明会の内容の結果をもって町の審査をして、場合によっては環境審議会の意見を聞いた上で、町長との協議内容、同意するかしないかという流れを作っておりますので、そういった意味で各課、連携を取りながら、その土地の状態がどうだということも含めて協議してまいった上で取り進めたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号こぶし咲くふるさと景観条例の一部を改正する

条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） ただ今上程されました、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設につきましては、名称は、土壤改良資材製造施設でございまして、位置は虻田郡真狩村字富里81番地でございます。2の指定管理者となるものの名称でございますが、虻田郡倶知安町南1条東2丁目5番地に、ようてい農業協同組合代表理事組合長八田米造氏でございます。3の指定の期間は、令和3年2月1日から令和8年1月31日まででございます。

本施設でございますが、地域で排出している野菜残渣及び澱粉を生産する過程で排出される、デカンター廃液を適正に処理し、地域へ還元するため、平成18年に道営事業で整備され、整備後は構成10町村に財産譲渡され、構成町村による公の施設として設置されたものでございます。施設の管理につきましては、これまで後志南部地区地域資源循環管理施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、公募によらず、ようてい農業協同組合を指定管理者としており、指定期間は同条例第17条により5年と定められていることから、今回、指定管理者の指定について更新をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(富樫順悦) 日程第13、議案第7号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただ今上程されました、議案第7号令和2年度蘭越町一般会計補正予算第10号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算総額は、72億1,951万4,000円で、歳入歳出それぞれ9,049万9,000円を追加し、73億1,001万3,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、繰越明許費の補正ですが、追加で、第2表繰越明許費補正によるものです。後ほど御説明いたします。

次に、地方債の補正ですが、変更で、第3表地方債補正によるものです。こちら、後ほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で職員の給与改定等による人件費の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のための説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

11ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額2万7,000円の減。

3は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額1,020万

4, 000円の減。特定財源その他17万3, 000円は、社会保険料です。2給料ですが、会計年度任用職員給114万円は、地域防災マネージャーを1月から採用することから、追加するものです。

3、4は説明を省略します。12ページになります。

4目財産管理費、補正額480万3, 000円。7報償費22万5, 000円。チセヌプリスキー場安全指導謝礼で、今年度におきまして、週1回程度、スキー場付近の安全確認等を実施していただくものです。

10需用費457万8, 000円。修繕料で、役場庁舎内の電話を、市民の利便性を高めるため、直接担当部署へつながるようダイヤルイン化する交換機へ取替えするものです。

14目防災対策費、補正額66万円。11役務費66万円、行政通信システム機器移設等手数料で、新規転入者及び転居、住居の改築などにより、設置数が当初見込みより増となりましたので追加をお願いするものです。16目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、参考資料⑤で御説明いたしますので、御覧願います。

今回の補正額は、3, 115万9, 000円です。

歳入になります、特定財源1国庫支出金3, 115万9, 000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

歳出になりますが、1蘭越中学校感染症対策整備事業、総事業費は1, 150万6, 000円です。①の廊下電気暖房交換修理事業は、感染予防のため冬期間においても定時に窓を開放して換気を行うことから、室温の低下を低減、短時間での室温上昇を図るため、経年劣化の著しい電気暖房機34台を交換修理するもので、事業費は、修繕料615万1, 000円です。②の体育館暗幕交換修理事業は、老朽化が著しく不衛生な体育館側面の暗幕を抗ウイルス機能が付加された暗幕に交換するもので、事業費は、修繕料535万5, 000円です。

2の公共施設環境整備事業、総事業費は423万5, 000円で、自動水道取替事業として、人が多く集まる学校や公共施設の手洗い場を自動ノブに取替をすることにより、感染予防の徹底を図るものです。事業費は修繕料で、423万5, 000円です。2ページ目を御覧願います。

3の避難所感染予防対策事業は、総事業費881万8, 000円で、災害時の避難所についても、感染症予防対策が必要となることから、資機材についての充実を図るもので、事業費は個別包装の避難所用マスクほか消耗品287万8, 000円、室内用テントほか、備品購入費594万円です。4の避難所電源確保事業として、総事業費660万円ですが、避難所など停電時の感染予防機器に係る電源確保及び感染予防啓発用の

ため、ハイブリッド車2台を備品購入をするものです。

5の消費喚起対策事業につきましては、飲食店支援事業として、食心会でクリスマスに各店舗で調理したオードブルセット1万円を半額で販売し、差額分を助成することで消費喚起を図るものです。なお、事業費については、プレミアム商品券事業及び広告・販売促進事業の執行残を充当させていただきます。

申し訳ありませんが、補正予算書12ページにお戻りください。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額9万3,000円の減。2、3は説明を省略します。次のページになります。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額99万6,000円。特定財源その他26万2,000円は公用車の物損事故に係る自動車損害共済金15万7,000円、地域福祉基金指定寄附金10万5,000円です。2、3は説明を省略します。

10需用費15万7,000円。修繕料で、役場第1車庫洗車場で、後方に停めていた車に気づかず、バックし衝突したもので、公用車のバックドアの修理などになります。

19扶助費159万4,000円。在宅障害者児施設通所費扶助33万6,000円の追加は、新規利用者の増によるものです。

福祉灯油等給付扶助25万8,000円の追加は、当初見込んでおりました対象件数を超過したものです。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助100万円は、今年度も2万円を上限に助成するものです。

24積立金10万5,000円。地域福祉基金指定寄附金へ2件の寄附を頂きましたので、地域福祉基金へ積立するものです。

14ページになります。

2目国民年金費、補正額12万1,000円。2、3、4は説明を省略します。22償還金利子及び割引料12万円。国民年金事務費交付金返還金で、令和元年度実績による返還金です。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額19万円。10需用費19万円。センターこんぶの、温水循環ポンプ及びボイラーパッキンの故障のため、交換修理するものです。

6目自立支援給付措置費、補正額324万3,000円。特定財源の国・道支出金221万2,000円は、自立支援給付国庫負担金87万7,000円、障害児施設措置費国庫負担金30万4,000円、障害者総合支援事業国庫補助金44万円、自立支援給付・道負担金43万9,000円、障害児施設措置費・道負担金15万2,000円です。

18負担金補助及び交付金88万円。障害者福祉システム改修負担金

で、令和３年度報酬改定及びその他の制度改正に伴う、システムの改修負担金です。１９扶助費２３６万３，０００円。補装具費給付１７５万５，０００円の追加、障害児施設措置費６０万８，０００円の追加は、いずれも利用者の増による給付費の増額によるものです。

１０目介護保険事業費、補正額２２万８，０００円。３は説明を省略します。次のページになります。１８負担金補助及び交付金２９万６，０００円。後志広域連合負担金で、介護保険システムの税制改正対応に係るシステム改修費用分の追加です。

３款民生費　２項児童福祉費　１目児童福祉総務費、補正額１２４万７，０００円。２、３は説明を省略します。１８負担金補助及び交付金９４万１，０００円。広域保育所入所負担金で、利用児童の増によるものです。

４款衛生費　１項保健衛生費　１目保健衛生総務費、補正額４１万５，０００円の減。３は説明を省略します。１６ページになります。

４款衛生費　２項清掃費　２目じん芥処理費、補正額１１４万円。

１０需用費１１４万円。最終処分場及び粗大ごみ処理施設に係る電気料で、当初予算見込額に不足が生じることから追加するものです。

４款衛生費　３項上水道費　１目飲用水施設整備費、補正額１００万円。１８負担金補助及び交付金１００万円。飲用水施設整備事業補助金で、水道区域外での設置申請が１件ありましたので、追加するものです。

６款農林水産業費　１項農業費　２目農業総務費、補正額２１万の減。

２、３は説明を省略します。９目育苗施設費、補正額１８万円の減。

３、次のページになります、４は説明を省略します。

１０目中山間地域等直接支払事業費、補正額２，３１９万２，０００円。特定財源国・道支出金１，７３９万４，０００円は、中山間地域等直接支払交付金です。１８負担金補助及び交付金２，３１９万２，０００円。中山間地域等直接支払交付金で、道から追加割当の内示があり、今年度要望額については満額配当されることとなり追加するものです。

１１目多面的機能支払事業費、補正額２万６，０００円。特定財源国・道支出金１万８，０００円は、多面的機能支払交付金です。

１８負担金補助及び交付金２万６，０００円。多面的機能支払交付金で、農用地面積の変更による追加です。

６款農林水産業費　２項林業費　２目林業振興費、補正額２４３万１，０００円。特定財源国・道支出金１４９万５，０００円は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金です。１８負担金補助及び交付金２４３万１，０００円。未来につなぐ森づくり推進事業補助金で、事業量の増による

ものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額1万8,000円の減。2、3は説明を省略します。18ページを御覧願います。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額5万5,000円。2、3は説明を省略します。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額1万3,000円。2、3は説明を省略します。

2目道路維持費、補正額143万5,000円の減。10需用費71万5,000円。修繕料で、町道文月沢湯里線で、大雨の時に雨水が流れ込み、碎石道路が流されることから、取付道路に横断管を設置するものです。12委託料200万円の減。道路等維持管理委託料で、当初排雪ダンブ借上料30台分を委託設計内に組み込んでいましたが、使用頻度が降雪量により変動し、設計内で数量を確定することが難しいことから、委託から外し、6目除雪費、除雪作業車借上料へ組み替えするものです。14工事請負費15万円の減。町道区画線整備工事で、執行残です。

次のページになります。

3目町道新設改良費、補正額793万7,000円。特定財源の地方債1,120万円は、御成吉国上里吉国線排水整備事業債です。

12委託料56万3,000円の減。御成吉国上里吉国線測量設計委託料26万1,000円の減、豊国旭台線測量設計委託料30万2,000円の減、いずれも執行残です。14工事請負費850万円。御成吉国上里吉国線排水整備工事で、来年度にかけて工事を進めるものです。6目除雪費、補正額280万円。13使用料及び賃借料200万円。除雪作業車借り上げ料で、道路維持費からの組替分です。18負担金補助及び交付金80万円。湯の里ビレッジ周辺道路除雪事業補助金で、湯の里ビレッジ共同管理組合から申請があり補助するものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額191万4,000円。10需要費191万4,000円。修繕料で、田下沢川の横断管の詰まりが原因で、用水路に支障をきたしたため、側溝の布設替の修繕を行うものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額81万9,000円の減。国・道支出金36万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金、住宅事業です。地方債40万円の減は、曙団地公営住宅改修事業債10万円の減、第3団地公営住宅改修事業債30万円の減です。

14工事請負費81万9,000円の減。曙団地公営住宅小屋裏断熱付加工事21万4,000円の減。第3団地公営住宅排水管耐食性向上

工事60万5,000円の減、いずれも執行残です。

20ページになります。3目定住促進住宅建設費、補正額3万2,000円。2、4は説明を省略します。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額139万1,000円の減。18負担金補助及び交付金139万1,000円の減。羊蹄山ろく消防組合への負担金で、人件費分です。詳細につきましては、参考資料⑥に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額45万2,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

3目スクールバス費、補正額31万4,000円。10需用費31万4,000円。修繕料で、スクールバス3号車のプレヒーターシステムが故障したため、点検修理をするものです。次のページになります。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額90万7,000円。10需用費90万7,000円。修繕料で、蘭越小学校の教室不足を解消するため、2教室に間仕切り用のアコーディオンカーテンを設置し、特別支援学級として使用するため取り付けをお願いするもの85万8,000円、また、昆布小学校暖房が不具合が生じているため、修繕するもの4万9,000円です。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額3万1,000円。3は説明を省略します。

3目花一会図書館費、補正額29万1,000円。1報酬16万7,000円。会計年度任用職員報酬で、雇用時間の変更などにより追加をお願いするものです。8旅費12万4,000円。費用弁償で、会計年度任用職員の通勤手当です。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額2万7,000円の減。3は説明を省略します。22ページになります。

11款災害復旧費 1項土木施設災害復旧費 2目現年発生補助災害復旧事業費、補正額2,087万8,000円。9月の豪雨による普通河川黄金の沢川の復旧工事に係る補正で、補助災害として査定されましたので、特定財源国・道支出金1,645万6,000円は、現年発生土木施設災害復旧費国庫負担金です。地方債410万円は、現年発生補助災害復旧事業債です。

10需用費30万8,000円。消耗品費で、工事雑費になります。

14工事請負費2,057万円。普通河川黄金の沢川災害復旧工事です。続きまして、歳入に戻ります。8ページを御覧願います。

16款国庫支出金、17款道支出金は説明を省略します。

次のページになります。

18款財産収入 2項財産売却収入 2目物品売却収入、補正額59万円。1物品売却収入59万円。使用しなくなりました、塵芥収集車、中型バスの公売による売却収入です。19款寄付金は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額620万8,000円。1繰越金。前年度繰越金の追加です。

22款諸収入、10ページになります。

23款町債は、説明を省略します。次に、4ページを御覧願います。

第2表繰越明許費補正につきまして御説明いたします。

追加で、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名御成吉国上里吉国線排水整備事業680万円につきましては、翌年度に繰越して使用するものです。

次に、11款災害復旧費 1項土木施設災害復旧費、現年発生補助災害復旧事業1,237万円につきましても、翌年度へ繰り越して使用するものです。次のページになります。

第3表地方債補正につきまして御説明いたします。

変更で、公営住宅建設事業債ですが、補正前の限度額は、530万円でしたが、40万円減額し、490万円とするものです。

次に、緊急自然災害防止対策事業債ですが、補正前の限度額は5,650万円でしたが、1,120万円追加し、6,770万円とするものです。

次に、災害復旧事業債ですが、変更前の額は、370万円でしたが、410万円追加し、780万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。

参考資料のほうの5の、最後の消費喚起対策事業に関してお伺いしておきたいと思っております。プレミアム商品券の執行残を充てるということで、消費喚起を図るということで書いてました。プレミアム商品券も2回の販売があったと思うんですけど、そのどれだけが余っちゃった、売れなかったのか、そしてそれがその後、追加販売ということにはしなかったのか、そして今回、この残ったやつを使うということなんです

けど、1部の飲食店のみへの支払いになるんじゃないかというふうにも見えるんですね。ほかの事業者へ、券を買ったら商店だけじゃなくて、ほかの事業者の所にもまわるかなというのもあるんですけど、今回これに使うということは、食心会の一部の商店のみ、それが行くのではないか、ほかの事業者にはまわらないのではないかという懸念というか、それもあるんですけど、その所3点、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 田村議員からの御質問でございます、今回実施いたします、年末、クリスマスに向けての料理を、食心会という商工会の中のグループに事業として実施してもらう、その事に対しての助成をしようということで、今回こういうふうにセットしたところでございます。プレミアム商品券事業ともう一つ広告販売促進事業のこの二つの事業の執行残の中からこれに充当したいと考えておりまして、プレミアム商品券につきましては、議員おっしゃるとおり、2回実施しまして、1回目が完全に町の事業でございまして、それにつきましては、予定していた金額全部売りまして、更に足りなくて予算の補正もお願いしたところでございます。2回目に実施した、9月に実施しました分は、北海道の補助を頂きまして実施した分でございまして、こちらのほうは若干余ったというような感じでございました。両方合わせて結果として約1億円の商品券を売り上げまして、町内の消費喚起に一定の効果を出したというふうに担当としては判断しているところでございます。予算が残ったのは、ここの部分もちろんなったのですが、クーポン券事業を実施いたしまして、こちらのほうが思ったとおりの、こちらで想定した感じの事業内容にならなかったというところでございまして、その辺の反省を踏まえて、今回こういう事業を展開したいということで商工会のほうからも要望がありましたので、応援をしようということになりました。

議員おっしゃるとおり、全ての事業者に対してというのは、こういう事業の形態からして難しいかなと思います。議員おっしゃるとおり、特定の事業に対して今回、食心会7事業者さんでしたか、それぐらいの事業者さんになるかと思うんですけど、そういう御指摘もあるかと思いますが、食品の販売、生産物を作って調理して売っているわけではないので、それが派生してですね、町内の消費に一定程度つながる、だから今回支援する所だけでなくですね、それに派生する事業に関しても、ある程度、波及効果というのはあるのかなと考えておりますので、その辺

は御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） どれくらい残ったのかという所と、2回目の分がですね、それとそこに関して、残った分を再追加という販売という方向も取れたのかなと思ってるので、その所の御答弁がなかったと思いますので、そちらのほうお願いしたいのと、商工会からこれが上がってきたということで、商工会の中での話し合いがされて、食心会のオードブルセットということで上がってきたということは特に、いいと思うんですけど、町民のほうに例えば販売されて、もったとしたらそこからまたほかの所に行った可能性ありますよね。買ったからには十分うちで使いたい、使わなきゃ買った人がどうしても損するから、そういう可能性もあったんじゃないかなと、全体網羅して、例えば食べる物だけじゃなくていろんな物にも使えた、そういう部分の可能性も、プレミアム商品券の意味があったんじゃないかと思うので、ちょっと二つ返答頂いてない部分と、もう一度その所をお願いします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長

○商工労働観光課長（梅本聖孝） すみません、答弁漏れがございまして申し訳ございません。2回目の商品券の販売につきましては、残った枚数はちょっと今、手元に資料がないので、後でお知らせしたいと思うのですが、予算ベースでいきますと170万円ほど残った計算になります。

議員、御指摘のとおり追加販売、期間延長というのも考えましたが、これにつきましてはやはり、よその町であった事例を出して申し訳ありませんけど、買う側に不公平があってはいけないというのが私たち常に考えて実施したところでございます、かなり一定の期間をもって販売しましたので、これ以上の販売は、同じ人が買うのであればそのような可能性はあったのかもしれませんが、繰り返しになりますけど、不公平があってはいけない、特定の人がたくさん買って恩恵を受けるということがないように、広く皆さんに使っていただきたいという趣旨を考えましたので、今回につきましては、1世帯いくらかというふうにセットしましたので、その中で販売させていただいて、残った分については販売については終了したということで取扱いさせていただきましたので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今の中でも、買う側に不公平があってはならないということをおっしゃるんですけど、買う時には必ず、今回も前回も限度額が、1世帯なんぼという限度がちゃんと言われて、それを購入された、それでも余って、なおかつそれを販売された時に、買うという人がいるなら、そこはやっぱり購入するかたちでしたほうがプラスになるんじゃないかとちょっと思うんですよね。制限なしに購入を可能にすると、もちろん不公平さは出ると思うので、そのこの買う部分の限度はもちろん、あったほうがいいとももちろん思うんですけど、それで2回目やった後にも、どうしても残った分に関してまで、買う側に不公平が出るということに関してはちょっと違和感を感じるというか、おかしいんじゃないかと思っています。商工会がこうやって出されたことで、進んでいくということなので、特に反対はもちろんしているつもりはないんですけど、そのこの最後の、買う側に不公平が生じるんじゃないかという部分に関して、そのこの所だけもう一度、御説明下さい。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、プレミアム商品券、私たちも今回こういうスタイルで実施いたしまして、相当な効果がありまして、先ほども言いましたけど、全体で1億円の券の販売があって、それが間違いなく町内の消費として喚起されたという意味では、事業の効果があったと考えております。議員おっしゃるとおり、残った分について再度、買える人に不公平のないように一定のルールを作って実施しましたが、残った分については販売してもいいんじゃないかという、そういう意見も実際内部でも、商工会とも協議しましたが、やはり特定の人がたくさん買っていっぱい買い物したというのが、町民感情からするとやはり、事業携わる側としたらどうなのかと。経済効果もちろんあったと思うんですけど、その辺は十分理解しますが、やはりその辺ちょっと事業のデリケートな部分もあったかと、また、よその町でそういう事例がたくさんあったと聞いてますので、我々としても慎重になったということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第8号令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただ今上程されました、議案第8号令和2年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は8,245万3,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ8万3,000円を増額し、8,253万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額8万3,000円。特定財源の国・道支出金1万6,000円は、システム改修に係る国からの補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金です。

18負担金補助及び交付金8万3,000千円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費用に対する負担金です。

次に、歳入に戻ります。5ページを御覧ください。

3款国庫支出金については、先ほど御説明したとおりです。

５款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額６万７，０００円。前年度繰越金です。以上で説明を終わります。

よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８号令和２年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦）　日程第１５、議案第９号令和２年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸）　ただ今上程されました、議案第９号令和２年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第３号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は、７，１７９万１，０００円で、この総額に５２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７，２３１万４，０００円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

６ページを御覧願います。

１款サービス事業費　１項居宅サービス事業費　２目通所介護事業費、補正額５２万３，０００円。１０需用費４３万３，０００円。修繕料で、高齢者生活福祉センターめなで使用している、利用者送迎用マイク

ロバスの車内ヒーターの加温装置に不具合が発生し、車内温度が十分に上がらない状況となり、修理が必要なことから追加するものです。

次に歳入について、御説明いたします。５ページを御覧願います。

４款繰越金 １項繰越金 １目繰越金、補正額５２万３，０００円の追加。前年度繰越金５２万３，０００円を追加し、歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９号令和２年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第１６、議案第１０号令和２年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただ今上程されました、議案第１０号令和２年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第４号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、１億９，３６４万７，０００円で、この総額に９０万円を追加し、予算の総額を１億９，４５４万７，０００円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6 ページを御覧願います。

1 款事業費 1 項水道事業費 2 目水道維持費、補正額 90 万円。

1 6 公有財産購入費 90 万円。水道施設購入費です。購入する施設については、水道管で、蘭越地区のひまわり団地周辺に布設されている水道管は個人により埋設したものでありまして、その水道管を購入し、町の施設として管理いたしたく購入費の補正をお願いするものです。

次に歳入について、御説明いたします。5 ページを御覧願います。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 90 万円。前年度繰越金を追加し、歳出充当するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 10 号令和 2 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第 17、議案第 11 号令和 2 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただ今上程されました、議案第 11 号令和 2 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2 億 2,741 万 7,000 円で、この総額に 31 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 2,773 万

1,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款事業費 1項下水道事業費 1目下水道維持費、補正額31万4,000円。12委託料27万9,000円。汚泥処理業務委託料です。

農業集落排水終末処理場で発生する汚泥の処理は、川上地区の生ごみ堆肥化処理施設で堆肥化しておりますが、当該処理施設が冬期間は閉鎖いたしますので、汚泥を堆肥化処理できる業者に委託したいため補正をお願いするものです。

26公課費3万5,000円。消費税です。当初予算で、消費税を計上させていただいておりますが、令和元年度の消費税額が確定したことにより中間納付税額に不足が生じることから、補正をお願いするものです。

次に歳入について、御説明いたします。5ページを御覧願います。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額31万4,000円。前年度繰越金を追加し、歳出充当するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第18、報告第1号所管事務調査の結果について

て、経済建設常任委員長から報告願います。５番、永井議員。

○５番（永井浩）　ただ今上程されました、報告第１号経済建設常任委員会所管事務調査の結果を報告いたします。

令和２年第２回蘭越町議会定例会において、閉会中の継続調査の承認を受けました本委員会の所管事務のうち、建設課の調査が終了しましたので、その結果を報告いたします。

調査期間は１０月２７日１日間で、出席委員は、私、永井ほか３名の委員であります。また、オブザーバー参加として、難波総務文教常任委員長ほか５名が参加しております。

はじめに、統合診療所の進捗状況について、であります。

統合診療所については調査時、工種により若干の遅れがあるものの、全体的には概ね工程表のとおり進んでおりました。今後は、降雪前に外構工事を優先して行い、その後は機械設備、電気設備などの内部の工事を施工する予定で、工期内には完了できるとの説明を受けました。

コロナ禍の中であって、大変だったと思いますが現場作業員の努力に敬意を表するものです。

昨年、基礎工事期間中に国道側隣地との境の土砂の流出が予測されたため、法面補強工事を追加で行ったが、入札執行残の範囲内で対応できたので相対的な予算の変更は無かったと説明を受けました。現地を確認したところ適切に工事がなされておりましたが、建設箇所は、近隣住宅や国道と高低差があり、特に国道から医師住宅への勾配がきついのので、雨水や雪どけ水などの流出状況を適切に把握し、排水対策については万全を期していただきたい。また、診療所が本格稼働する令和３年度以降、芝生、花壇などの環境整備や診療所周辺の除雪対応などの施設の維持管理について十分、配慮していただきたいとの意見もありました。

次に、さくら団地敷地造成工事について、であります。

さくら団地敷地については、異種の工事を同時期に施工する工期内工期方式で工事を進めており、土工法面排水工事と上下水道工事、そして道路付属施設舗装工事の３工区のそれぞれの工事が円滑に進むよう工夫されておりました。地理的に背後に山があり、雨水が大量に流入することを予測し、敷地内の排水構造物に設置状況は良いのですが、その流末は寺ノ沢川に排水されております。この寺ノ沢川は平時にはほとんど水の流れはないのですが、降雨時は背後の山の水が集まり、かなりの水量となるので、その影響で一部崩れている箇所がありました。また本工事で寺ノ沢川のほうに設置した柵を越え側溝まで流出した石や土砂が確認で

きましたので、下流域に民家もあることから、寺ノ沢川の調査を行い、必要に応じて拡幅、掘削などの改良工事について検討願いたい。

なお、今後は、さくら団地定住促進住宅買取事業として、1棟2戸の住宅を6戸12世帯の新設団地として発展するものと期待するところですが、建設にあたっては、个性的かつ、色、かたち、デザインなど統一感のある仕様とするなど、景観にも配慮した新たなまちづくりを提案していただきたい。また、業者の選考にあたっては、庁内の職員だけではなく、一般公募による外部委員もメンバーも入れては、との意見も出されております。

調査の3点目は、緑ヶ丘定住促進住宅建物提案型買取事業について、であります。この事業は、参加申し込み業者である提案者5社からの提案を受け、特別職及び各課局長、計11名にて選考し、いずれも甲乙つけがたい提案でしたが、株式会社菅原組・鈴木建設・株式会社熊谷本店の共同企業体が選考されました。定住促進住宅建物提案型買取方式は、業者と町のお互いのリスクが分担、軽減され工事金額全体の軽減にもつながっております。この買取方式で先に報告しましたさくら団地においても実施するとのことなので、高品質で事業費に見合った、そして、入居者のニーズに合致した住宅が取得できますよう実施していただきたい。

なお、選考されなかった他の4社に、一企業体当たり5万円の謝礼金を支払っておりますが、各社は、企画、設計、積算、作図と、かなりの費用を掛けておりますので、今後、優れた提案を頂くためにも提案経費の増額を御考査願いたい。

次は、民間委託となった道路維持等の現状についてです。

業務を受託している業者は職務に精励しており、前年度まで直営で実施していた作業についても誠実に対応しているとともに、事業全体に係る費用に対しての予算措置も現段階では問題が無いとの説明を受けましたので、民間委託の政策は良い効果、成果を上げていると感じました。

課題として、災害パトロール、復旧工事に対する明確なプログラムの作成が急務と思われます。災害対応の際、受託業者が、どこからどこまで行うのかという線引きが難しいので、今後は基準や仕様の明確化が必要ではないかと考えます。なお、委託料の支払いについてですが、契約では前払い金として3割、10月4割、3月3割の支払いとなっているが、業者はそれなりに作業員を確保しており、賃金や燃料費、資材費等の支払いは毎月現金払いですので、契約代金の支払い方法について、受託業者と十分話し合っていたいただいたうえで、御考査願いたい。

また、一部重機の老朽化による修繕費が年々増加しておりますので、

今後の年次計画的な更新についても検討願いたい。

最後は、新型コロナウイルス感染症の経済対策事業についてであります。この事業は、町内の経済活動を停滞させることなく、本町の社会人口の多くを占める建設業従事者の就労の確保と建設業者の活発な事業活動の下支えとして実施した経済対策事業です。

早急に発注しなければならない状況のため、大型工事は事前に調査測量や実施設計を必要とし早期発注が困難であること、共同企業体を組むこととなるため、地元業者への経済効果が少ないことから、比較的小規模な修繕工事とし、建設課所管の施設や各課が所管する公共施設の懸案であった未修繕箇所について実施しており、効果的な事業と認められます。具体的な実施内容として、5月の道の駅シェルプラザ港縁石工事など6件の1,229万円、6月はランラン公園木製遊具修理など3件で534万円、8月は町道共有地神社通線改良工事など2件で520万円、そして9月の緑ヶ丘公宅修理ほか1件で1,780万円、総額4,459万円の発注金額で、他に例のない早さで経済対策が実施され、本町の事業者の大きな下支えとなったと考えますので、経済対策事業としての効果、成果は大きなものと高く評価するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまで、先行き不透明な状況にありますので、今後も必要に応じて、地元業者への早期発注に努めていただきたい。

建設課の業務は、本町の経済活動に直接的に大きく関わり、町民の雇用や所得に影響しますので、引き続き、課長はじめとする職員の皆様には御尽力を頂きますようお願い申し上げまして、当委員会の最終報告とします。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第19、報告第2号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので御了承願います。

---

○議長（富樫順悦） 日程第20、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

---

○議長（富樫順悦） ここで、先ほど蘭越町副町長選任の同意を得られました、山内副町長から発言が求められておりますので、これを許します。

○副町長（山内勲） 副町長の選任同意にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。この度は、町長の御配慮により、再度副町長の選任同意議案を上程していただき、そして議会の皆様方から御同意を頂きましたこと、誠にありがとうございます。1期4年間、金町長を支え、町長の目指す町づくりに共に力を尽くしてきたつもりではありますが、十分に力を発揮できたのかどうか自問自答している中で、今回引き続き副町長という立場を与えていただきましたことに感謝しております。

これからの4年間は、これまでの4年間の反省をふまえ、更に全力で町長をお支えし、併せて、町長や議会の皆様方から御指導いただきながら、精一杯与えられた職責を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ですけど、お礼と決意の言葉とさせていただきます。御同意、大変ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） 次に、首藤教育長から発言が求められておりますので、これを許します。

○教育長（首藤一幸） 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、本会議の席上におきまして、私の退任の挨拶の機会をお与えいただき、議長はじめ、議員の皆様方に心からお礼を申し上げます。

昭和50年に蘭越町役場に奉職以来、45年9か月の長い間、町行政の業務に携わらせていただきましたが、この間、平成25年12月から7年間、教育長を拝命いたし、皆様から温かい御指導、御協力を賜り、微力ではありますが、教育の振興に努めてまいりました。

教育長在任中に、大きな教育委員会の制度改革があり、教育委員長と教育長が一つになり、新教育長として任命をしていただきましたが、非

力な私がこの重責を務めることができましたのは、ひとえに議員の皆様の御支援御指導の賜であると、深く感謝をいたしております。

前教育長の手腕により、蘭越町の教育は管内においても質の高い教育が行われておりましたので、優れた本町の教育行政を停滞させることのないよう、職員や学校と協力しながら全力で取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスの対応や、課題として継続している業務もありますが、町長と相談しながら議会の皆様の御理解を頂き、ＩＣＴ環境の整備や英語教育の推進、健康な体を作るための施設の整備と行事等の開催、子どもたちを支える人的配置などを充実させることができたと考えており、改めて皆様の御支援、御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

最後に、蘭越町の限りなき御発展を御祈念いたしますとともに、皆様がいつまでも御健勝で御活躍なさいますことをお願い申し上げ、甚だ意を尽くしますが、退任の御挨拶といたします。

長い間、ありがとうございました。

○議長（富樫順悦）　続きまして、先ほど蘭越町教育委員会教育長に任命の同意を得ました、小林総務課長から発言が求められておりますので、これを許します。

○総務課長（小林俊也）　一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

この度は、町長の特段の御配慮によりまして、教育長への任命を御提案していただきましたところ、議員の皆様の御同意を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

教育長の任命につきましては、大変光栄であるとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いであります。

退任される首藤教育長につきましては、卓越した指導力により、蘭越町の学校教育や様々な生涯学習の充実に尽力されてきました。

この充実した教育行政を停滞させることなく、まちづくりの基本となる第６次総合計画に基づく教育施策への取組を着実に推進していくとともに、時代の変化に対応した教育行政を展開してまいりたいと考えております。この度の、教育長任命を重く受け止めまして、非力ではありますが、これまで以上に努力し、職責を果たしてまいり所存であります。

町議会の皆様はじめ町理事者の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。お礼の御挨拶に代えさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和２年第４回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後４時５７分 閉会